

出入国在留管理基本計画

2026年7月

法務省

(目 次)

I	出入国在留管理基本計画策定に当たって	1
II	外国人の入国・在留等をめぐる状況	5
1	我が国に正規に入国・在留する外国人の状況等	5
(1)	全般的な状況	5
(2)	就労を目的とする外国人の状況	6
(3)	学ぶことを目的とする外国人の状況	9
(4)	身分又は地位に基づいて入国・在留する外国人の状況	10
2	我が国に不法入国・不法滞在等する外国人の状況等	12
(1)	個人識別情報を活用した上陸審査の状況	12
(2)	不法滞在者の状況（不法残留者の状況や退去強制手続の状況）	13
(3)	偽装滞在者等に係る在留資格取消しの状況	17
3	難民等認定申請の状況	17
III	出入国在留管理行政の主要な課題と今後の方針	19
1	厳格かつ円滑な出入国管理の実現	21
(1)	これまでの主な取組	21
ア	バイオカードの整備推進	21
イ	顔認証ゲートの整備推進	21
ウ	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等への対応	21
エ	クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続の円滑化	22
オ	共同キオスクの導入	22
カ	その他の観光立国実現等に資する取組	23
(2)	現状の課題	24
(3)	今後の方針	24
ア	情報収集及び分析の強化	24
イ	関係機関との連携強化	25
ウ	電子渡航認証制度（J E S T A）の導入	25
エ	デジタル技術の更なる活用	26
2	外国人の適正な在留管理の実現	26
(1)	これまでの主な取組	26
ア	在留管理基盤の強化等	26
イ	経済成長に寄与する人材の受入れ	27
ウ	外国人技能実習制度の発展的解消と育成就労制度の創設	28
エ	永住許可制度の適正化等	29
オ	在留資格「経営・管理」の上陸許可基準等の見直し	29
カ	在留資格「留学」に係る適正化	30
(2)	現状の課題	30
(3)	今後の方針	31
ア	在留管理D Xの推進	31
イ	在留管理の一層の適正化・実態把握の強化	32
ウ	永住許可制度の適正化等	34
エ	上陸許可基準の見直しの検討等	35
オ	育成就労制度の運用開始に向けた準備等	35
カ	特定在留カード等の運用開始	36
3	外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備	37
(1)	これまでの主な取組	37
(2)	現状の課題	39
(3)	今後の方針	39
ア	在留外国人に向けた情報発信・相談対応等の支援の強化	39

イ	日本文化・慣習の理解促進、日本語能力向上等に向けた取組	4 0
4	安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進	4 1
(1)	これまでの主な取組	4 1
(2)	現状の課題	4 3
(3)	今後の方針	4 4
ア	不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～を踏まえた退去強制手続等の着実かつ効果的な実施	4 4
イ	諸外国との連携強化	4 6
ウ	被收容者の適切な処遇の確立と監理措置制度の適正な運用	4 7
5	難民や補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護・支援の推進	4 8
(1)	これまでの主な取組	4 8
(2)	現状の課題	5 0
(3)	今後の方針	5 1
ア	審査手続の迅速化のための取組	5 1
イ	手続の透明性及び職員の専門性を確保するための取組	5 1
ウ	誤用・濫用的な申請への対策の推進	5 2
エ	難民等への支援	5 2
オ	第三国定住難民の受入れ及び支援の円滑な実施等	5 3
6	その他	5 3
(1)	外国人の出入国及び在留の公正な管理に係る施策の更なる充実	5 3
(2)	出入国在留管理庁の体制整備	5 3
(3)	出入国在留管理行政の充実のための人材育成	5 4
(4)	国際協力の更なる推進	5 4
(5)	人身取引被害者等への配慮	5 5
(6)	外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討	5 5

I 出入国在留管理基本計画策定に当たって

出入国在留管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 61 条の 9 に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が定めるものである。

2018 年 12 月に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）が成立し、これにより、法務省に出入国在留管理庁が新設されるとともに、法務省が、出入国に加えて「外国人の在留」の公正な管理を図る任務を負うことが明記された。これに伴って、当該任務に係る施策の基本となるべき計画の名称も「出入国管理基本計画」から「出入国在留管理基本計画」に改称された。これを受け、2019 年 4 月に第一次となる出入国在留管理基本計画（以下「第一次出入国在留管理基本計画」という。）が策定された。

第一次出入国在留管理基本計画を定めた 2019 年当時の状況を振り返ると、本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎え、全国的な人手不足が深刻化していた。こうした中、我が国経済社会の活力を維持し、更に発展させていくために必要不可欠な人材として、特に、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れることが求められていた。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、円滑かつ迅速な出入国手続を実施するとともに、国内外の関係機関と連携した情報収集や情報分析、徹底したテロ対策等の水際対策を講じること等が求められていた。

こうした状況を踏まえ、出入国在留管理庁は、第一次出入国在留管理基本計画に掲げられた基本的な方針に沿って、出入国在留管理行政上の施策を着実に実施してきた。具体的には、2019 年 4 月に設置された出入国在留管理庁が、外国人の出入国及び在留の管理に加え、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整の機能を果たすこととなったことから、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。以下「総合的対応策」という。）について、毎年改訂を重ねその内容の充実を図っ

てきた。また、第一次出入国在留管理基本計画策定時には必ずしも想定されていなかった取組ではあるものの、2020年には、国際的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、当分の間、上陸の申請日前 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等がある地域に滞在歴がある外国人について、特段の事情がない限り、上陸を拒否するなどの水際対策を講じた。その後、2021 年に実開催された 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応に当たっては、バイオカートや顔認証ゲート等を有効活用するなどして円滑かつ迅速な出入国手続を実施した。

これらの取組を進めると同時に、出入国在留管理庁は、2022 年から毎年「東京イミグレーション・フォーラム」を開催し、諸外国・地域の出入国在留管理局と定期的に情報共有・意見交換を行う国際的なプラットフォームを構築した。

このほか、送還忌避及び収容の長期化問題の解決という目的の下、2023 年 6 月に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 56 号）が成立した。本改正により、難民認定手続中の送還を停止する送還停止効に係る例外規定の創設、監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進める監理措置の創設、「難民の地位に関する条約」（以下「難民条約」という。）上の難民ではないものの、難民と同様に保護すべき者を保護するため補完的保護対象者認定制度の創設などが行われた。

さらに、2024 年 6 月に出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 60 号）が成立し、外国人技能実習制度を発展的に解消して人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度の創設、永住許可制度の適正化などが行われた。同時に、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 59 号）が成立し、在留カード等とマイナンバーカードの一体化に関する改正が行わ

れた。

2025年には、前述のバイオカートや顔認証ゲートの運用に加えて、旅客の利便性向上と水際対策の更なる効率化のため、税関・入管手続に必要な情報を同時に提供することを可能とする「共同キオスク」を導入した。

近年、外国人入国者数及び在留外国人数は大幅な増加を続けており、2025年における外国人入国者数は約4,243万人に、在留外国人数は2025年末時点で約413万人に達し、いずれも過去最高を記録した。「2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人」との現在の政府目標に向け、出入国管理の厳格化と出入国審査の円滑化を更に高い次元で両立することが求められているほか、在留諸申請の受理・処理件数の増加に伴い、迅速な在留審査、適正な在留管理の重要性が一層高まっている。また、在留する外国人に向けた情報発信や相談対応等の支援の取組を強化していくことも必要である。

他方、我が国における不法残留者数は、2014年以降大きな下降トレンドを見せることなく推移し、2026年1月1日現在で約6.8万人となっており、引き続き、不法滞在者の一層の縮減を図るため、退去強制手続等を適切かつ効果的に実施することが求められている。加えて、難民認定申請者数が2024年及び2025年にいずれも1万人を超えて高い水準にある中、依然として難民認定申請の審査に長期間を要している状況であり、審査の大幅な迅速化が急務となっている。

こうした状況にあって、出入国在留管理行政を取り巻く様々な課題について、これまで以上に迅速かつ確実に解決していくことが求められている。

2022年1月に策定した「出入国在留管理庁職員の使命と心得」にも示されているとおり、出入国在留管理行政は、

- ・ ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・在留を阻止し、確実に我が国から退去させることにより、円滑であって厳格な、しかも、適正な出入国在留管理を実現することを目指すこと

- ・ 諸外国や国際機関と協調し、真に庇護を必要とする者を迅速かつ確実に保護することを目指すこと
 - ・ 関係機関と連携し、日本国民と我が国社会に受け入れた外国人の全てが良き隣人として共に暮らせる共生社会を実現することを目指すこと
- を実現することにより、我が国の秩序ある社会の実現と経済・社会の健全な発展に寄与することを使命としている。

本計画策定に当たって、2025 年 12 月、法務大臣の私的懇談会である出入国在留管理政策懇談会から「今後の出入国在留管理行政の在り方」と題する報告書が提出され、出入国在留管理行政全般にわたる提言をいただいた。本計画は、外国人の出入国・在留をめぐる状況を述べるとともに、出入国在留管理行政の主要な課題と今後の基本的な方針について明らかにするものである。

Ⅱ 外国人の入国・在留等をめぐる状況

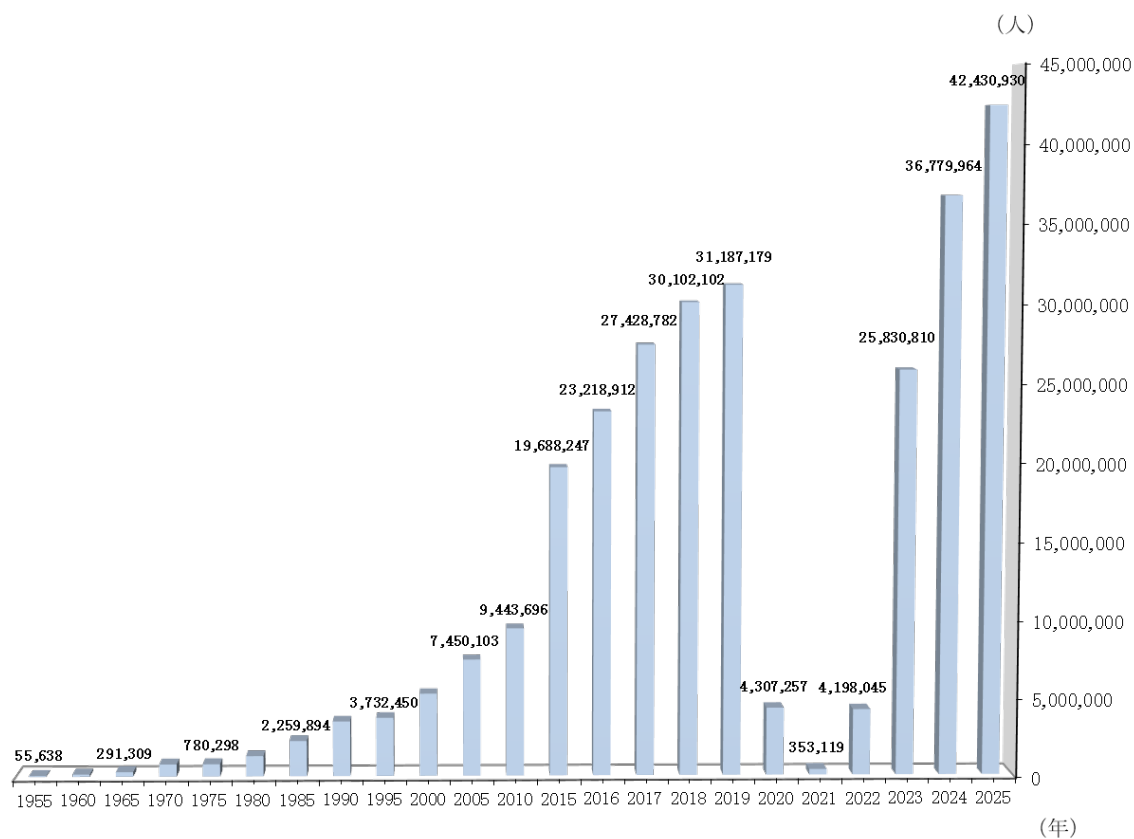
1 我が国に正規に入国・在留する外国人の状況等

(1) 全般的な状況

我が国への外国人入国者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって大幅に減少した時期もあるが、長期的には増加傾向にあり、2025年における外国人入国者数は、4,000万人を突破し、過去最高となった（図1）。

国籍・地域別では、韓国が950万人を超え最も多く、次の中国が850万人を超えるなど、特にアジア諸国が多数を占めている。

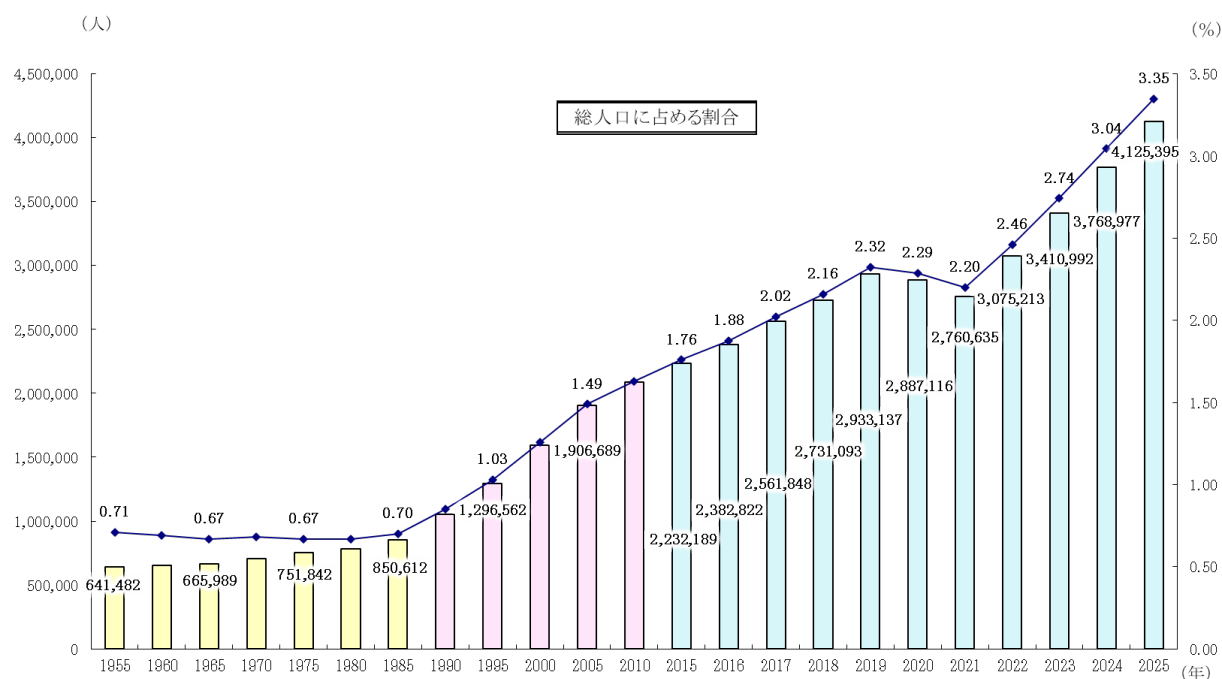
図1 外国人入国者数の推移



次に、我が国に在留する外国人については、近年大幅に増加し、2025 年末時点の在留外国人数は約 413 万人となっている。また、総人口に占める在留外国人の割合は、2025 年末時点で 3.35%に達し、前年末と比べ 0.31 ポイント増加している（図 2）。

国籍・地域別では、中国が約 93.0 万人で全体の 22.6%を占め、以下、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパールと続いている。

図 2 在留外国人数及び我が国の総人口に占める割合の推移



(注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。

(注2) 1985年末までは、外国人登録者数、1990年末から2011年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

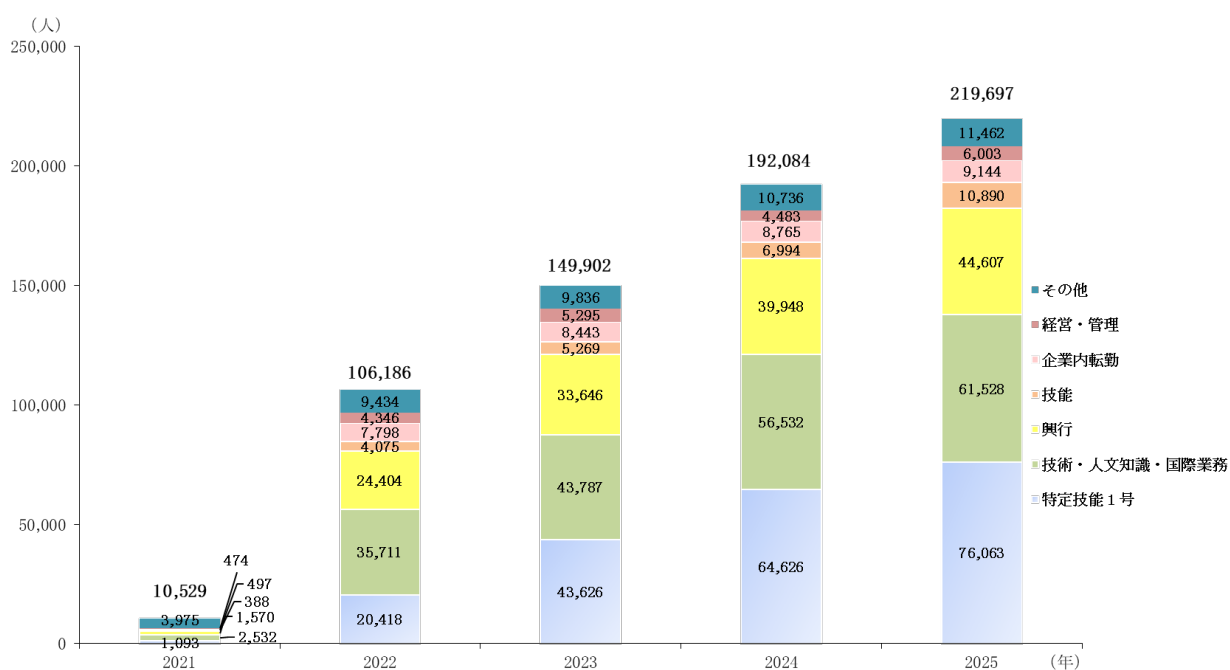
(注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

(2) 就労を目的とする外国人の状況

2025 年における就労を目的とする在留資格（「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。以下同じ。）による新規入国者数は、約 22.0 万人であり、新規入国者数全体に占める割合は 0.6%であった。

在留資格別に見ると、在留資格「特定技能 1 号」による新規入国者数は約 7.6 万人、在留資格「技術・人文知識・国際業務」による新規入国者数は約 6.2 万人となり、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中で大きな割合を占めている（図 3）。

図 3 就労を目的とする在留資格（「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）による新規入国者数

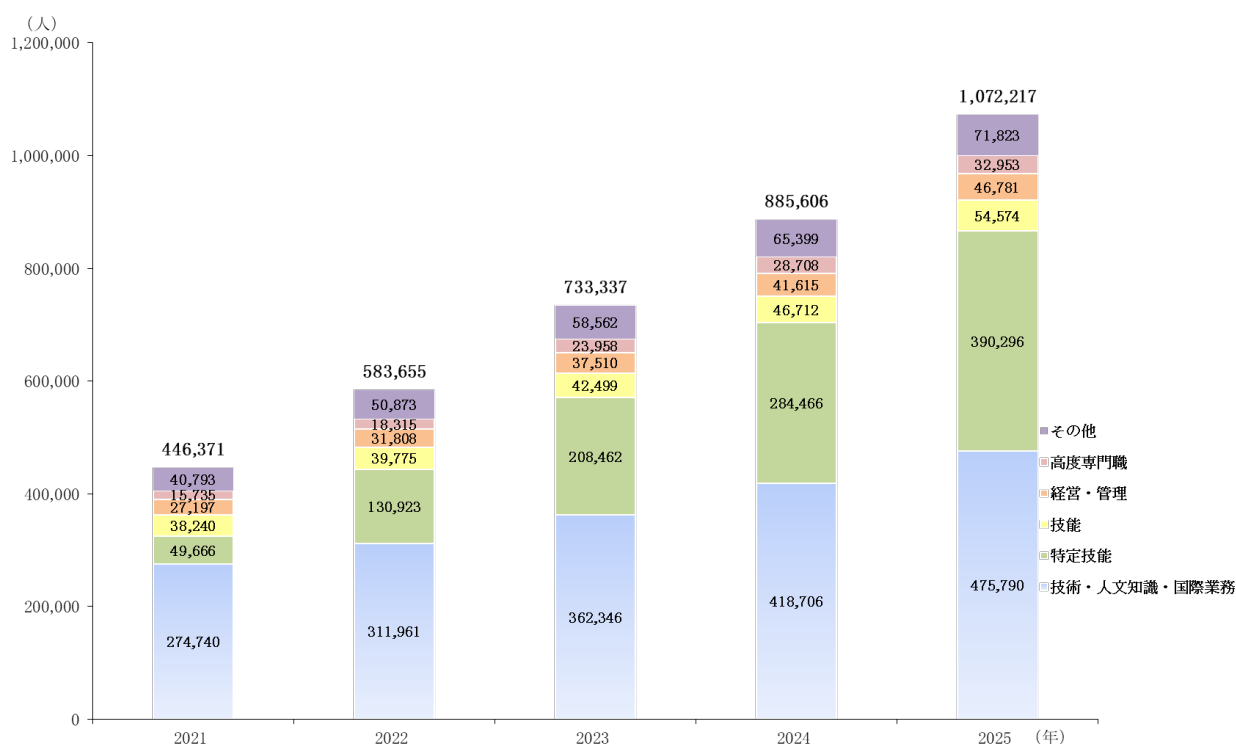


(注) 法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

次に、就労を目的とする在留資格により在留する中長期在留者数は、2025 年末時点には約 107.2 万人と増加傾向が続いており、特に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」、在留資格「特定技能」が増加傾向にある。在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、2019 年末には約 27.2 万人であったが、2025 年末には約 47.6 万人まで増加した。在留資格「特定技能」については約 39.0 万人となり、2019 年末には約 1.6 千人であったところから大幅に増加した（図 4）。

なお、2024 年に留学生在が我が国の企業等への就職を目的として行った在留資格変更許可申請に対し許可した数は、4 万 1,142 人（前年比 1,644 人減）である。

図4 就労を目的とする在留資格（「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）による中長期在留者数



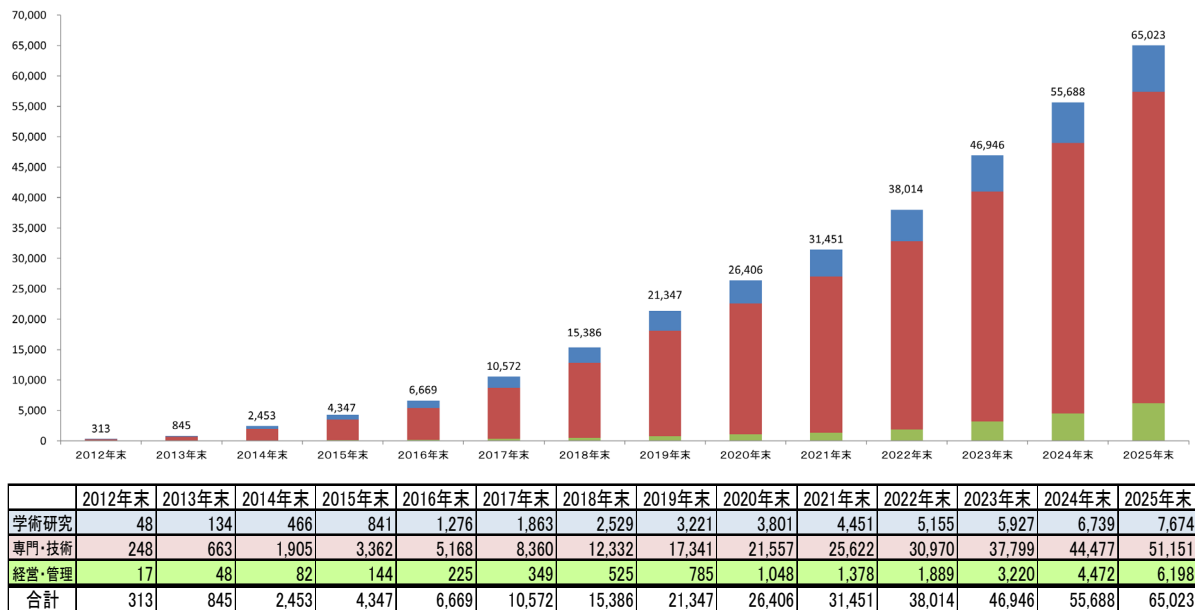
（注1） 法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

（注2） 高度専門職は、「高度専門職1号イ、ロ、ハ及び2号」の合算である。

（注3） 特定技能は、「特定技能1号及び2号」の合算である。

2012 年 5 月に導入した高度人材ポイント制（活動内容を「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の 3 つに分類し、それぞれの特性に応じて「学歴」、「職歴」、「年収」等の項目ごとにポイントを設け、その合計が一定点数（70 点）に達した場合に、出入国在留管理上の優遇措置を講じる制度）を通じ、2025 年末までに累計で約 6.5 万件を高度人材として認定している（図 5）。

図5 高度人材ポイント制による累計認定件数の推移



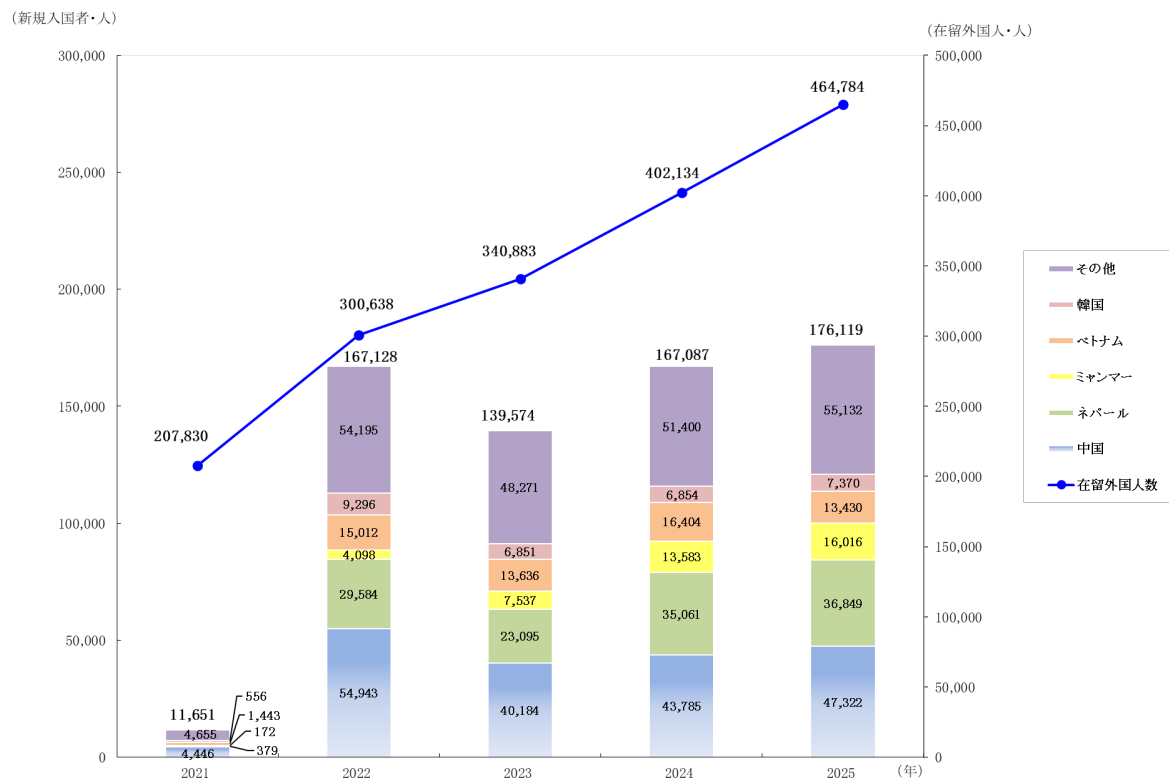
(3) 学ぶことを目的とする外国人の状況

在留資格「留学」による新規入国者数は約 17.6 万人であり、このうち、上位 5 か国・地域は全てアジア諸国からの学生で、全体の 68.7%を占めている。

特に、2022 年以降、ネパール及びミャンマーからの留学生が大幅に増加している。

また、在留資格「留学」による在留外国人数も近年増加傾向にあり、2025 年末には、前年末の約 40.2 万人から約 6.3 万人増加した約 46.5 万人となった(図 6)。

図6 在留資格「留学」による国籍・地域別新規入国者数及び在留外国人数の推移



(4) 身分又は地位に基づいて入国・在留する外国人の状況

身分又は地位に基づいて入国する外国人の状況について、2022 年末以降の推移を見ると、「日本人の配偶者等」及び「定住者」の在留資格による新規入国者数はいずれも減少傾向にある。他方、これらの在留資格の在留外国人数は緩やかな増加傾向にある（図7、図8）。

図7 在留資格「日本人の配偶者等」の国籍・地域別新規入国者数及び在留外国人数の推移

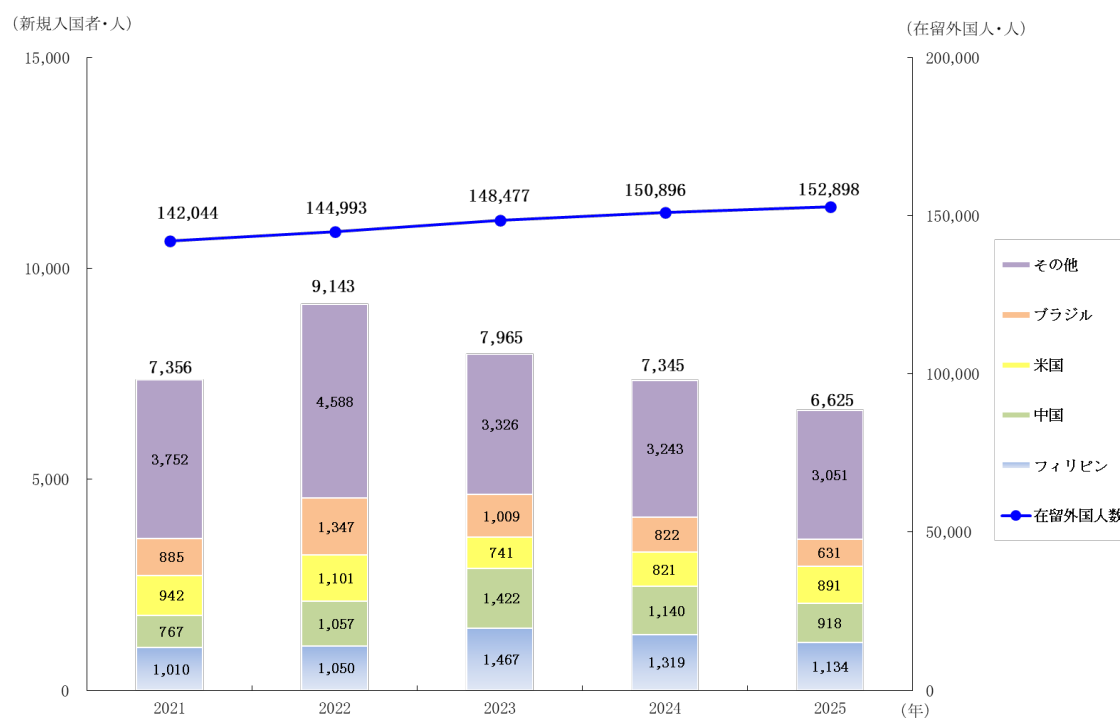
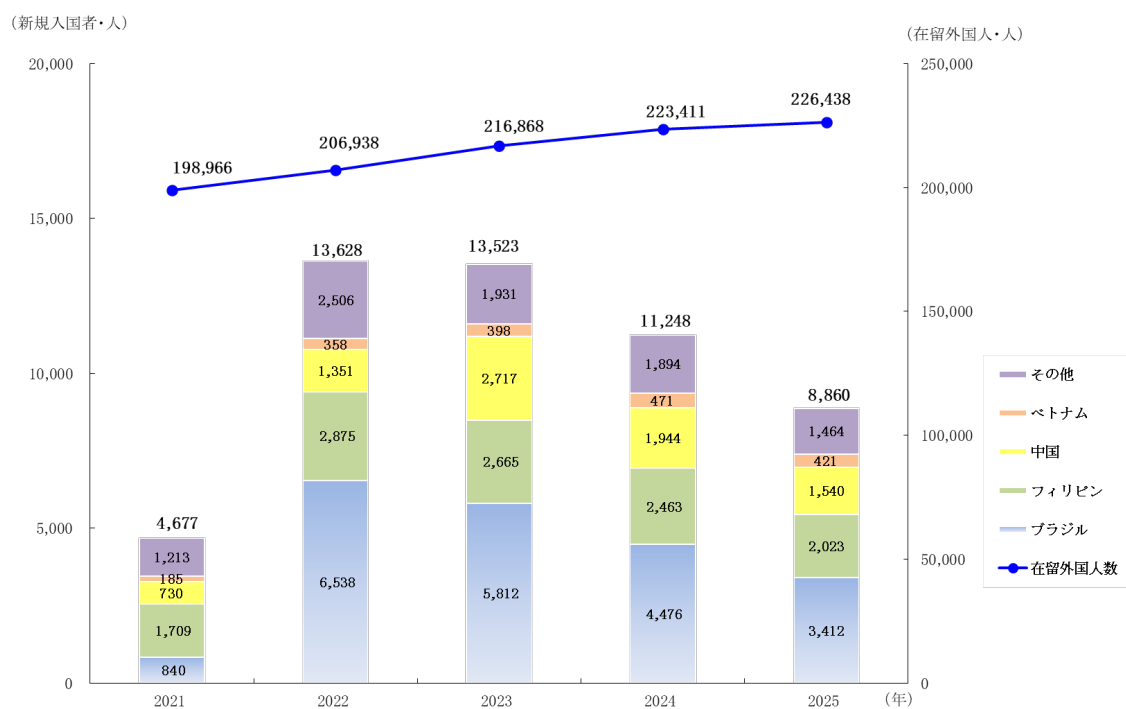
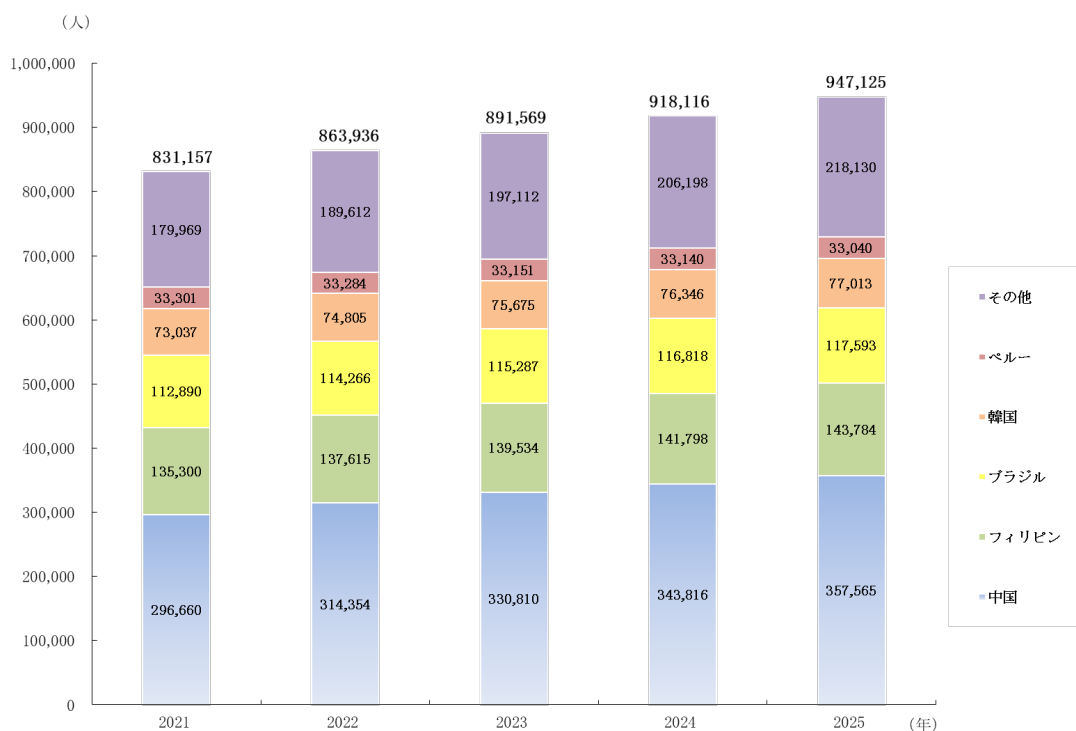


図8 在留資格「定住者」の国籍・地域別新規入国者数及び在留外国人数の推移



我が国で一定年数以上在留している等所定の要件を満たす者が永住を希望する場合、永住許可を受けることで在留資格「永住者」により在留することが可能となるところ、在留資格「永住者」による在留外国人数は一貫して増加傾向にある。その数は、2025 年末時点で約 94.7 万人となっており、我が国に在留する外国人全体の 23.0%を占めている（図 9）。

図 9 在留資格「永住者」の国籍・地域別在留外国人数の推移



2 我が国に不法入国・不法滞在等する外国人の状況等

（１）個人識別情報を活用した上陸審査の状況

テロの未然防止及び不法滞在者対策のため、2007 年 11 月から、個人識別情報を活用した上陸審査を導入し、外国人（特別永住者等を除く。）に対して上陸申請時に指紋及び顔写真の提供を義務付けている。また、2016 年 10 月から、テロリスト等を上陸審査時に確実に発見するため、上陸審査時に外

国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。個人識別情報の活用により上陸を阻止した者の数は、入国審査における同情報の活用開始から 2025 年末までの累計で 1 万 3,517 人となっている。

(2) 不法滞在者の状況（不法残留者の状況や退去強制手続の状況）

我が国の不法残留者数は、2020 年 1 月 1 日現在で約 8.3 万人であったものが、2026 年 1 月 1 日現在で約 6.8 万人と大きく減少している。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが 1 万 1,601 人で最も多く、不法残留者数全体の 16.9%を占めている。次いでタイが 1 万 907 人（15.9%）、韓国が 1 万 20 人（14.6%）、中国が 5,827 人（8.5%）、フィリピンが 4,393 人（6.4%）と続いている（図 10）。

また、不法残留となった直前の時点での在留資格について見ると、在留資格「短期滞在」が 4 万 1,607 人（60.8%）と最も多くなっている。

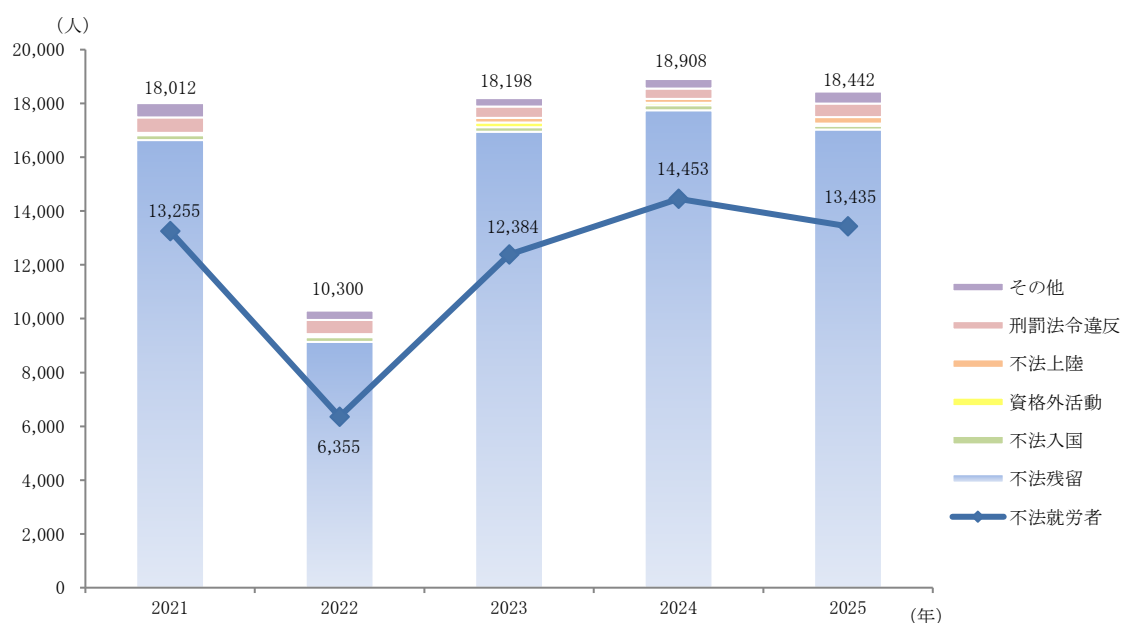
図 10 国籍・地域別不法残留者数の推移



次に、2025 年に退去強制手続等（退去強制手続又は出国命令手続）を執っ

た入管法違反者数は1万8,442人であり、前年比2.5%減となっている。これを国籍・地域別に見ると、ベトナムが6,599人（35.8%）と最も多く、次いで、タイ、中国の順となっており、これら上位3か国で全体の64.3%を占めている。また、退去強制事由別に見ると、不法残留が1万7,031人（92.3%）、刑罰法令違反が503人（2.7%）、不法上陸が242人（1.3%）となっており、これまでと同様に不法残留が圧倒的に高い割合を占めている（図11）。

図11 退去強制事由別の入管法違反事件の推移



また、2025 年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、不法就労をしていたことが認められた者は1万3,435人であり、入管法違反者全体に占める割合は72.9%に上ることから、入管法違反者の多くが不法就労している状況にあるといえる。不法就労者の国籍・地域は、ベトナム、タイ、インドネシア等の近隣アジア諸国を中心として49か国・地域に及んでおり、多

国籍の者が不法就労している状況にある。その稼働場所は、関東地区 1 都 6 県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木）で全体の 76.4%と大半を占めているほか、中部地区 9 県（新潟、長野、山梨、富山、石川、福井、静岡、岐阜、愛知）も 12.7%と多く、関東地区及び中部地区で不法就労者全体の 89.1%と高い割合を占めている。

退去強制手続は、その手続の対象となる者を全て収容の対象とすることを前提としていたが、2024 年 6 月、収容に代わる措置として監理措置を創設し、その運用を開始した。2018 年末で 1,246 人であった収容人員は、2025 年末時点で 570 人となった（図 12）。2025 年中に監理措置決定をした件数は、退去強制令書発付前が 2,103 件、退去強制令書発付後が 1,680 件であった。

他方、仮放免制度については、監理措置制度の創設に伴って見直され、本来の趣旨に合致するよう、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により収容を一時的に解除する制度とされた。2025 年末時点での被仮放免者数は 2,429 人であった（図 13）。

図 12 収容人員の推移

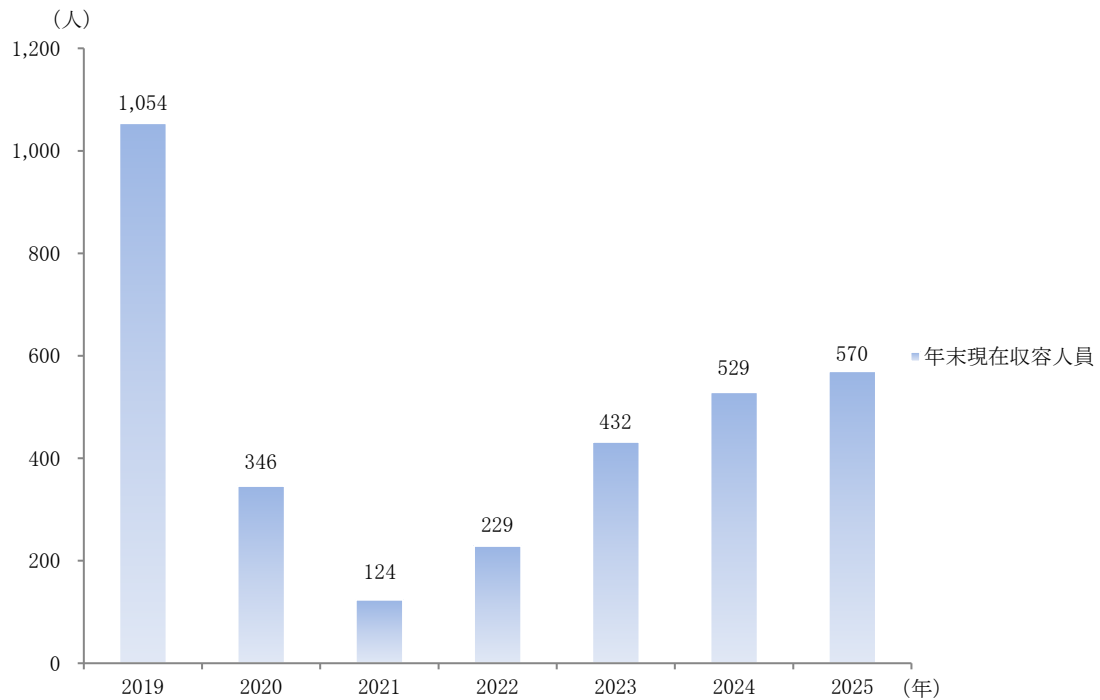
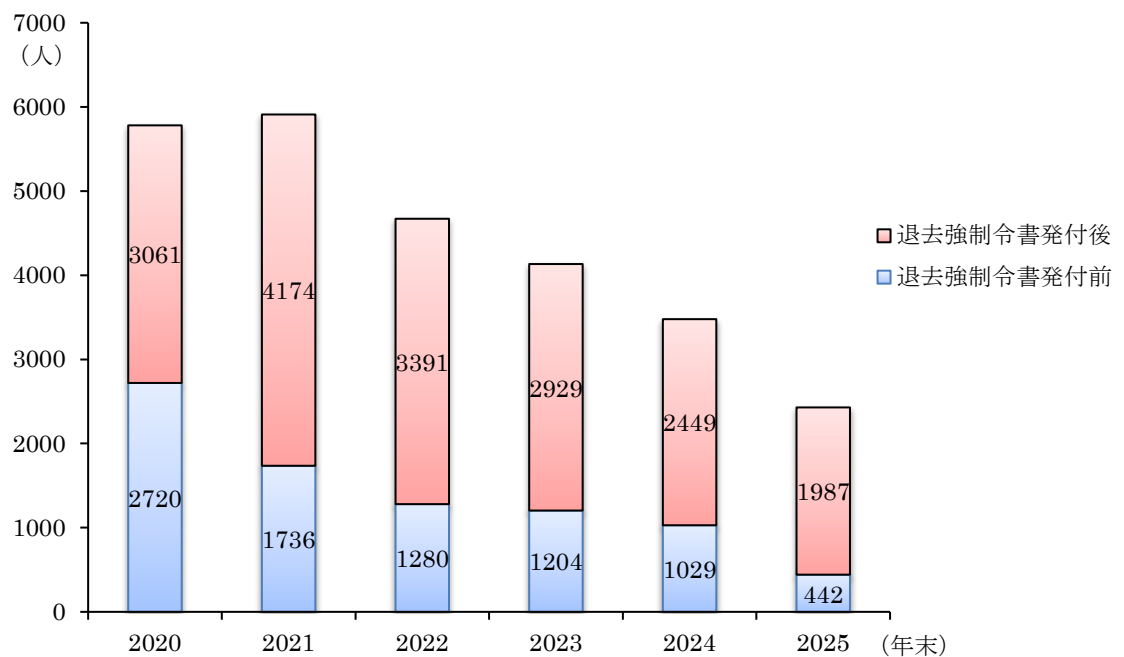


図 13 被仮放免者の推移

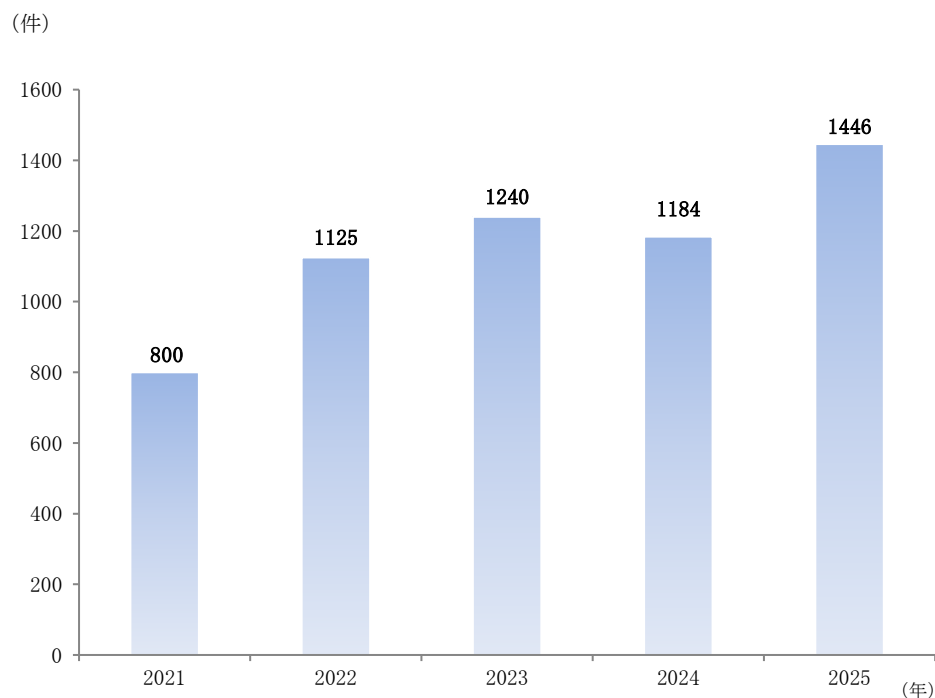


※2024年及び2025年の数値には、経過措置による被仮放免者数を含む。

(3) 偽装滞在者等に係る在留資格取消しの状況

本邦に在留する外国人が、偽りその他の不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合には、法定の手続等を経た上で、在留資格を取り消すことができる。2025 年における在留資格取消件数は 1,446 件となっている（図 14）。

図 14 在留資格取消件数の推移



3 難民等認定申請の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところ、2023 年 12 月、難民条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護するため、補完的保護対象者認定制度を創設した。

難民認定申請者数は、2017 年に 1 万 9,629 人と過去最高を記録したが、2018 年に難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しを実施した結果、同年の申請者数は 1 万 493 人となり、前年から 46.5%減とおおよそ半減した。その後、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け更に大幅に減少したものの、2023 年は 1 万 3,823 人、2024 年は 1 万 2,373 人、2025 年は 1 万 1,298 人と高水準が続いている。

2025 年の申請者の主な国籍は、タイが 1,556 人、ミャンマーが 1,490 人、インドが 959 人、スリランカが 905 人、バングラデシュが 777 人、トルコが 683 人、パキスタンが 534 人、インドネシアが 496 人、ガーナが 492 人、カメルーンが 325 人となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規滞在者が 1 万 600 人（申請者全体の 93.8%）、不法滞在者が 698 人（同 6.2%）となっている。なお、申請者の 11.6%に当たる 1,305 人が複数回申請者である。

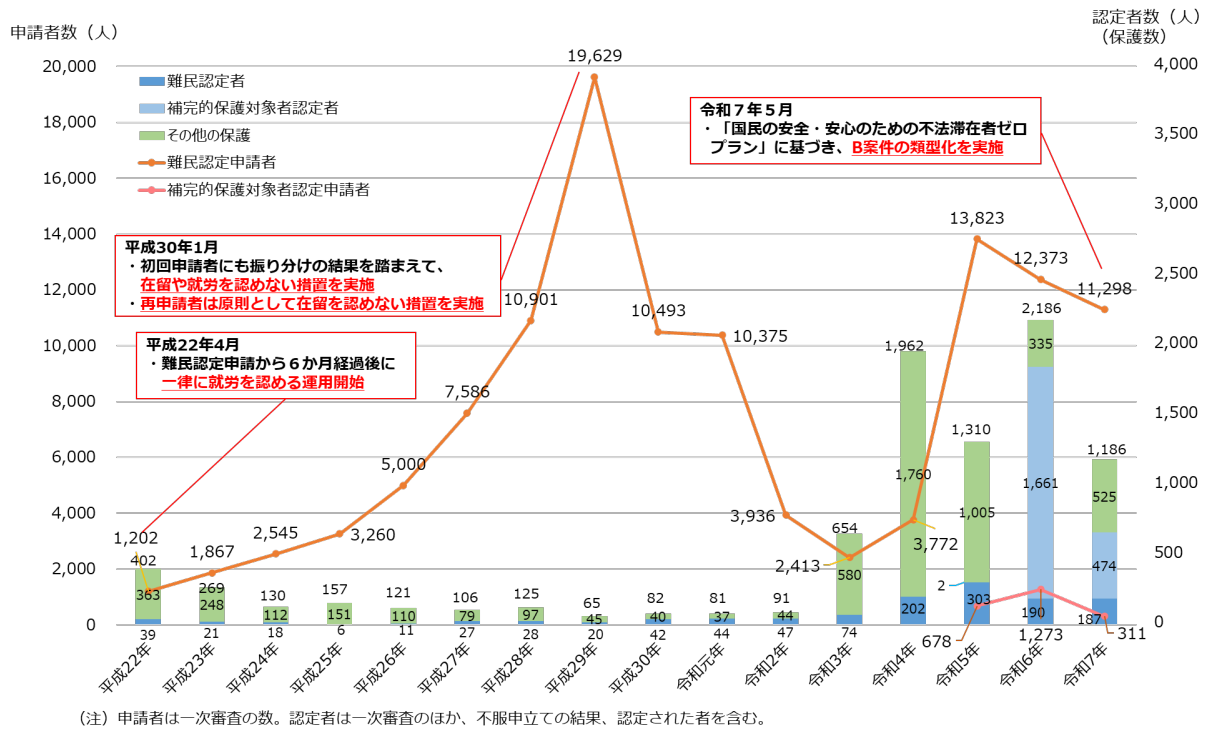
2025 年の難民認定者数は 187 人であり、主な国籍は、アフガニスタンが 123 人、イエメンが 26 人、中国が 11 人、ミャンマーが 9 人、アンゴラが 5 人となっている。

2025 年の補完的保護対象者認定申請者数は 311 人であり、2024 年から 962 人減少した。申請者の国籍は、ウクライナが 285 人、スーダンが 10 人、アフガニスタン、ロシアが各 4 人、シリア、ミャンマーが各 2 人、カザフスタン、トリニダード・トバゴ、ナイジェリア、ブルキナファソが各 1 人となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規滞在者が 306 人（申請者全体の 98.4%）、不法滞在者が 5 人（同 1.6%）となっている。

2025 年の補完的保護対象者認定者数は 474 人であり、国籍別の内訳は、ウクライナが 386 人、ミャンマーが 58 人、スーダンが 23 人、イエメンが 4 人、マリが 2 人、アフガニスタンが 1 人となっている（図 15）。

図 15 難民及び補完的保護対象者の申請者・認定者数の推移



Ⅲ 出入国在留管理行政の主要な課題と今後の方針

これまで見たように、我が国における外国人入国者数及び在留外国人数は増加傾向にあり、過去に類をみない高水準に達している。我が国の法やルールを逸脱する行為に対しては、国籍にかかわらず公正かつ厳正に対処するとともに、在留する外国人の増加に対応できていない制度については適正化に向けて改善していく必要があるところ、出入国・在留管理上の諸課題に対しても的確に対処していく必要がある。その一方で、我が国における急速な少子高齢化及びこれに伴う人口減少、人手不足の深刻化、国際的な人材獲得競争の激化などが指摘されていることを踏まえると、我が国の経済社会の活性化に資する外国人材を引き続き確保することも不可欠である。そして、現下の人手不足に加え、「2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人」との政府目標が掲げられていることなどを併せ考えると、外国人入国者数・在留外国人数は今後も一層増加していくことが見込まれる。ま

た、我が国の総人口に占める外国人比率が増加するとの予測もある。

こうした状況にあって、出入国・在留管理上の課題に的確に対処するとともに我が国の持続的な経済成長に資する外国人材の確保を図るという時代の要請に的確に答えていくためには、国内外の状況の変化や複雑かつ多様な実態を的確に把握しながら、これまで以上に迅速かつ確実な出入国在留管理行政上の取組が求められ、具体的には、エビデンスの収集・活用を通じた効果的な政策立案、電子渡航認証制度（J E S T A）の導入をはじめとする入管D Xの推進、行政課題に的確に対応するための人的・物的体制整備等を通じ、一層効率的かつ効果的に出入国在留管理行政を遂行する必要がある。

そして、政府全体の取組と協調しつつ、出入国在留管理庁が有する受入れ環境整備に関する総合調整機能等を駆使しながら、ルールに則った外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた受入れ環境整備による我が国経済社会の活性化や、不法滞在者等の法令に違反する者に対する厳正な対処による安全・安心な国民生活の確保等の外国人との秩序ある共生社会の実現に寄与することが求められている。

そこで、本計画においては、出入国在留管理行政における取組の基本方針を次のとおり定めることとする。

- デジタル技術等を活用した厳格かつ円滑な出入国審査を推進していくこと
- 本邦に在留する全ての外国人について適正な在留管理を実施すること
- 受け入れた外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと
- 安全・安心な社会の実現に向け、厳格かつ適正な退去強制手続を効果的に実施し、不法滞在者等に対する対策を強化していくこと
- 難民及び補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護を図り、適切な支援を実施すること

○社会構造や経済活動の変化を踏まえつつ、出入国在留管理行政の観点から外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討を行うこと

以上の6点を基本方針とし、全ての取組を通じて外国人の人権への十分な配慮を行いつつ、必要な施策を展開していく。

具体的な取組の方針等は、以下のとおりである。

1 厳格かつ円滑な出入国管理の実現

(1) これまでの主な取組

ア バイオカートの整備推進

入国審査待ち時間の短縮を図るため導入したバイオカートについて、第一次出入国在留管理基本計画において「審査待ち時間や入国者数の状況を踏まえ、空港だけでなく海港を含め、必要性に応じた整備を推進していく」とされていたことを踏まえ、2019年12月に東京国際空港に導入するなどして円滑な審査の一層の推進を図っている。

イ 顔認証ゲートの整備推進

日本人の出帰国手続の合理化を図るため、2018年に成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港に顔認証ゲートを本格導入し、2019年4月から2021年にかけて、新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港及び那覇空港に順次顔認証ゲートを新規導入又は増設しつつ運用してきた。

さらに、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用することとし、2019年7月24日、東京国際空港を皮切りに上記の7空港において順次運用を開始し、更なる出入国審査業務の効率化を図った。

ウ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等への対応

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベント

の開催期間に応じて、対策本部・オペレーションルームを設置しつつ、上陸審査（特別）強化期間を設定し対応にあたった。

また、バイオカートや顔認証ゲート等の機器を有効に活用するとともに、職員を機動的に配置する等により円滑かつ迅速な出入国手続を実施した。

加えて、国内外の関係機関と連携して情報収集や情報分析に努め、警察庁と協議会を開催し取組・課題等を共有しながら連携を図るとともに、税関との間においても情報連携を行うなど、現場での関係行政機関との協力を一層緊密にして厳格な上陸審査を実施し、徹底したテロ対策等の水際対策を講じた。

エ クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続の円滑化

地域活性化を目的とする観光クルーズ船の誘致活動の活発化等により、我が国の海港に入港するクルーズ船の数や外国人旅客数が急増している状況において、船舶観光上陸許可制度の円滑な運用に取り組むことによりクルーズ船乗客の入国審査手続の迅速化を図ってきたところ、2024年4月22日から、船舶観光上陸許可に係る外国人入国記録（EDカード）の提出を不要とする対応を行った。

また、公海上の外国籍船舶内での臨船審査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、2019年11月の実施を最後に中断していたところ、2024年5月から再開した。

オ 共同キオスクの導入

旅客の利便性向上と水際対策の更なる効率化を実現するため、省庁の枠組みを超えた取組として、2025年4月以降順次、税関・入管手続に必要な情報を同時に提供することを可能とする「共同キオスク」の運用を東京国際空港（第2ターミナル・第3ターミナル）、成田国際空港（第3ターミナル）、関西国際空港（第1ターミナル・第2ターミナル）、福岡空港に

において開始した。

カ その他の観光立国実現等に資する取組

観光立国の実現に向け、2020年3月に、トラスティド・トラベラー・プログラム（TTP）の登録要件を緩和するとともに、十分な資力、信用を有する観光客や、TTP登録者の家族（配偶者及び未成年未婚の子）まで登録対象を拡大した。

外国人の利便性向上や出入国手続の円滑化を図る観点から、2021年12月、成田国際空港等の主要6空港において外国人入国記録（EDカード）を電子的に提出することを可能としたほか、2023年3月から、在留資格認定証明書を電子メールで受領することを可能とし、同電子メールの提示による査証申請及び上陸申請を認めることとした。

また、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）について、2023年1月に、台湾桃園国際空港において試行的に実施した。プレクリアランスの実施によって、到着空港における入国審査が迅速化し、入国審査待ち時間の短縮の効果が得られたため、2024年2月、2025年1月から2月にかけての約1か月間、2026年1月から2月にかけての約1か月間も同空港において実施した。

こうした取組と同時に、テロリスト等出入国管理上のリスクの高い者の入国を確実に防止し、厳格な出入国管理を実現するため、上陸審査における個人識別情報を用いた要注意人物リストとの照合、事前旅客情報（API）・乗客予約記録（PNR）の活用を継続的に実施し、上陸審査の精度を確保してきた。

さらに、関係省庁が作成した訪日外国人に向けた民間医療保険への加入を周知・促進するための掲示物等を、空港の上陸審査場等の来日した外国人の目につきやすい場所に設置するなどしたほか、2018年に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において取り

まとめられた「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」を踏まえ、厚生労働省等と協力して、医療費の不払等の経歴がある外国人が日本に入国する際に厳格な審査を実施するための仕組みを構築して運用を行っている。

(2) 現状の課題

我が国の外国人入国者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による大幅な減少を除けば、2011 年以降一貫して増加傾向にあり、この間、円滑な出入国審査の実施と厳格な出入国管理の実現のため様々な取組を行ってきた。

今後、「2030 年に訪日外国人旅行者数 6,000 万人」に向け、テロの未然防止対策や、増加する訪日観光客等に対する円滑な入国審査を求める要請に的確に対応する必要がある、不法残留者の増減要因について現状を分析し、「入国管理」、「在留管理・難民審査」、「出国・送還」の各段階において今後重点的に取り組むべき施策として取りまとめられた「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」を踏まえつつ、出入国管理の厳格化と入国審査の円滑化を高度な次元で両立させることが求められている。

(3) 今後の方針

ア 情報収集及び分析の強化

出入国管理の厳格化と出入国審査の円滑化を高度な次元で両立させるためには、情報分析に基づく出入国管理を実施することが必要である。出入国在留管理庁では、国際的なテロリストの情報等を収集するなど、国内外の関係機関との情報共有を推進しているところ、今後も、出入国管理に関わる各種情報を収集し、的確な分析を強化していく。

その分析に当たっては、適切な時点で当該分析結果等に検証を加え、より正確かつ高度な分析に基づく水際対策が行われるようにする。特に、退去強制が確定した外国人（被退令仮放免者、被退令監理者及び被退令収容

者)が多い国に対し、外務省と協力して不法滞在者の発生防止の取組を求めるなどの働きかけを実施していく際にも活用することを念頭に置く。

イ 関係機関との連携強化

前述した国内外の関係機関との情報連携に加え、国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）紛失・盗難旅券データベース検索システムを引き続き活用するとともに、今後も外国政府、外務省、航空会社等の関係機関と緊密に連携していく。

特に、不法滞在を企図する外国人等の出入国管理上のリスクが高い者については、査証業務を行う外務省と一層緊密に連携し、その入国の阻止に万全を期していく。また、外国人入国者数が増加の一途をたどる中で空港における入国審査待ち時間を短縮するため、航空会社、空港会社、関係省庁等との連携をさらに強化し、状況に応じてオペレーションを調整するなどの対応を行う。

ウ 電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）の導入

ＪＥＳＴＡは、本邦への入国を希望する外国人（査証免除対象者で観光等を目的とする短期滞在の活動を行おうとする者、クルーズ船（指定旅客船）の乗客等及び乗継ぎのため一時的に我が国に入国する者（一部））について、渡航前に、出入国在留管理庁に対し渡航目的や滞在先等の情報を提供させ、事前にチェックを行い、問題がない者であることを認証する制度である。2026年5月、第221回特別国会において、本制度の創設等を内容とする出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律が成立し、同年6月、公布された。本制度が導入されると、認証又は査証を受けていない者は原則として本邦に入ることができないこととなる一方、短期滞在者の認証を受けている者は、所要の審査を受けた後、ウォークスルー型ゲートを通過して上陸することが可能となる。

「2030 年に訪日外国人旅行者数 6,000 万人」を目指すとの政府目標を見据え、厳格かつ円滑な出入国管理を実現するため、出入国在留管理庁において、2028 年度中の着実な導入に向けたシステム開発を進めるとともに、事前チェックを通じた厳格な審査と入国審査待ち時間の大幅な削減を着実に実現していく。

エ デジタル技術の更なる活用

厳格かつ円滑な出入国管理を実現するためには、J E S T A の早期導入を含め、出入国手続の効率化に向け新たなデジタル技術を積極的に活用することも求められる。デジタル技術の活用に当たっては、システムのセキュリティにも配慮しつつ、職員の個別対応と機械化を組み合わせながらの対応も必要となることが考えられるが、J E S T A の導入後は、短期滞在者の入国から出国までの情報を一元的に管理し、不法滞在者対策等に活用するなど、デジタル技術の更なる活用の方策を講じていく。

2 外国人の適正な在留管理の実現

(1) これまでの主な取組

ア 在留管理基盤の強化等

2012 年 7 月に導入された現行の在留管理制度は、我が国の中長期在留者の在留管理の基盤となるものであり、出入国在留管理庁はその適正な運用に取り組んできた。

外国人材の受入れの拡大により、我が国に在留する外国人の活動内容が一層多様化しており、在留関係手続を円滑化・迅速化し、外国人・受入れ機関の利便性を高める観点から、2019 年 7 月から在留申請をオンラインで行う手続を開始した。その後も改修等を重ね、利用者、対象となる在留手続及び在留資格の拡大を行い、2026 年 1 月、在留申請オンラインシステムを刷新して利便性を向上させた。

また、外国人の在留状況や就労状況等に加え、所属機関等に関する情報を正確かつ確実に把握するため、2020 年 4 月、特定技能外国人や技能実習生、留学生などを含めた在留外国人の管理に関する情報の収集・分析を行う体制を強化した。

さらに、こうした情報収集・分析を踏まえた的確な在留管理を行うため、雇用主が厚生労働省に対して届け出る外国人雇用状況届出の届出事項に在留カード番号を追加し、同番号を含めた外国人雇用状況届出情報の提供を受けることにより、外国人雇用状況届出情報と出入国在留管理庁の保有する在留管理情報の突合率の向上を図ってきた。加えて、2021 年 3 月から厚生労働省との申合せにより外国人雇用状況届出情報と在留管理情報のオンライン連携を開始した。

イ 経済成長に寄与する人材の受入れ

我が国の経済社会の活力を維持し、更に発展させていくために必要不可欠である高度な人材を積極的に受け入れていくため、2012 年 5 月に運用を開始した高度人材ポイント制については、導入以降、累次にわたり見直し・拡充を行ってきた。2021 年 3 月には、投資運用業等に従事する金融人材に対する特別加算の追加や同人材に対する家事使用人の雇用要件の緩和等、世界に開かれた国際金融センターの実現に向けた優遇措置の拡充を行った。

また、2023 年 4 月には、学歴又は職歴と年収が一定の水準以上であれば在留資格「高度専門職」を付与する「特別高度人材制度（J－S k i p）」を導入し、配偶者の就労や家事使用人の雇用等を可能にする優遇措置の拡充を行った。加えて、優秀な海外大学等を卒業等した者が本邦において就職活動又は起業準備活動を行う場合に最長 2 年間の在留を認める「未来創造人材制度（J－F i n d）」を導入した。

このほか、2024 年 3 月に「デジタルノマド」と呼ばれる国際的なリモー

トワーカーの呼び込みに向け、査証免除対象である国・地域かつ租税条約締結国・地域等の国籍等を有している者であることや、申請人個人の年収が1,000万円以上であることなどを要件とし、最長6月の間、本邦において、外国の企業との契約等に基づいたリモートワークができる制度を創設するなど、時代に即応した制度改善等を推し進めてきた。

また、在留資格「技術・人文知識・国際業務」についても、申請者の予見可能性を高め、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図ることに努めてきた。

ウ 外国人技能実習制度の発展的解消と育成就労制度の創設

開発途上地域等への技能移転による国際貢献を目的とした外国人技能実習制度については、従来から、不適正な受入れを行う監理団体や実習実施者の存在、悪質な仲介事業者の介在による技能実習生の失踪、長時間労働や賃金の不払等の労働関係法令違反など、制度本来の趣旨に沿った運用がなされているとは言い難いとの指摘があった。このため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）の規定に基づいて技能実習生の保護、監理団体・実習実施者に対する管理・監督等のための措置を的確に実施し、外国人技能実習制度の一層の適正化を図ってきた。

他方で、人手不足が深刻化し、その対応の一つとして外国人の受入れも欠かせない状況にある中、国際的な人材獲得競争も激化しており、外国人にとって魅力ある制度を構築することで、我が国が外国人から「選ばれる国」となり、我が国の産業を支える人材を適切に確保することが重要となった。

こうしたことから、2024年6月、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、外国人技能実習制度を発展的に解消するととも

に、我が国の人手不足分野における人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度を創設した。これにより、これまで外国人技能実習制度において指摘されてきた課題を解消するとともに、育成就労制度と特定技能制度に連続性を持たせることで、外国人が我が国で就労しながらキャリアアップできる分かりやすい制度を構築し、長期にわたり我が国の産業を支える人材を確保することを目指すこととした。

また、特定技能制度についても、制度の適正化や制度運用の実態等を踏まえた対象分野の見直し及び受入れ見込数の見直しを行ってきた。

エ 永住許可制度の適正化等

在留資格「永住者」については、我が国における活動内容の制限や許可後の在留期間の更新がないことから、永住許可を受けた後に公租公課の支払をしないなど、公的義務を適正に履行していない事案の存在が指摘・確認されるようになった。

そこで、2024年に、前述の法改正と同時に、永住許可の要件についても一層明確化するとともに、許可後に要件を満たさなくなった場合等の取消事由を追加した。具体的には、「日本国の利益に合する」との要件に「入管法に規定する義務の遵守、公租公課の支払等」を明記し、これらの義務を適切に履行しない等の在留状況が良好と評価できない場合に、永住者に対する在留資格の取消しを可能とした。ただし、追加した取消事由に該当する場合であっても、その定着性に配慮し、「引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合」を除き、法務大臣の職権で在留資格の変更を許可することを可能としているほか、併せて、国又は地方公共団体の職員による通報規定も整備した。

オ 在留資格「経営・管理」の上陸許可基準等の見直し

在留資格「経営・管理」に関し、在留申請時に申告のあった事業の実態がない事案が確認されるなどの問題が指摘されたことから、2025年10月、

同在留資格に係る上陸許可基準等を見直し、資本金・出資総額に係る要件を改め、経営者の経歴（職歴・学歴）に係る要件、常勤職員の雇用義務等を新設した。

カ 在留資格「留学」に係る適正化

在留資格「留学」に関し、資格外活動許可の週 28 時間制限を超えてアルバイトを行うなどの資格外活動違反が生じていることを踏まえ、日本語教育機関に対して 3 か月に一度、留學生の資格外活動状況に係る確認を求めるなど、日本語教育機関と連携した資格外活動に係る実態把握や指導を 2026 年 4 月に開始した。

（２）現状の課題

在留外国人数の大幅な増加に伴って、在留諸申請の受理・処理件数は過去最高に達し、我が国の在留管理の根幹をなす在留管理制度、特に適正な在留管理の重要性が一層高まっている。本邦に在留する全ての外国人について適正な在留管理を実施するため、制度趣旨と実態の間に乖離が発生していないかを不断に観察・分析しつつ、適時適切に制度を見直すことが求められている。

この点については、前述のとおり、在留資格「経営・管理」に関し、在留申請時に申告のあった事業の実態がない事案が確認されているほか、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を有する者が、当該在留資格の活動内容に該当しない、専門的な技術や知識を要しない現場業務等に従事するといった事案も確認されており、こうした不適切な事案への対応が必要となっている。これらの対応に当たっては、外国人の活動実態の把握がその前提となるところ、正確かつ網羅的な実態把握は容易でないこと、また、これに必要な仕組みが十分に整備されていないことも課題となっている。

在留資格「永住者」については、前述の法改正により取消事由が追加されたところ、取消処分は重大な不利益処分であり、当事者の生活基盤全体

に多大な影響をもたらし得ることや、国又は地方公共団体の職員による通報規定を実効的かつ安定的に機能させる必要があることから、取消事由該当性の判断要素をできる限り明確化することが求められる。

このほか、我が国経済社会の活性化に大きく寄与する高度外国人材の受入れについても、制度の施行から 14 年余りが経過し、その間、賃金水準の上昇など、制度を取り巻く環境に変化があったほか、ポイント加算項目の増加等、制度自体も徐々に複雑化してきた。これを踏まえると、受入れの実績、経済社会の変化等を踏まえながら、制度目的を達成する上で必要な見直しを検討すべき時期に差し掛かっているといえる。

また、引き続き、在留資格手続の利便性向上や在留審査に必要となる情報の正確かつ効率的な取得による円滑な審査の実施にも取り組む必要がある。

(3) 今後の方針

ア 在留管理DXの推進

出入国在留管理庁や各関係機関が保有する在留外国人に関する情報に関しては、公共サービスメッシュを活用したマイナンバーによる情報連携を 2027 年から運用開始することを予定している。

これにより、出入国在留管理庁が関係機関から国民健康保険料及び国民年金保険料の納付情報、地方税の課税情報、医療保険被保険者等資格情報等の提供を受け、出入国在留管理庁が関係機関に対して、国籍、在留資格情報、出入国関連情報等を提供することとなるが、今後、地方税の納税情報の関係機関から出入国在留管理庁への提供、生活保護等に関して出入国在留管理庁から関係機関への国籍、在留資格情報等の提供を検討し、在留管理の高度化を図る。併せて、国税については、納税情報等の連携により、地方税については、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる納税情報の連携等により、上陸審査（再入国許可を受けている者に対す

る上陸審査を除く。)及び在留審査や未納がある場合の納付勧奨に活用する仕組みを検討し、納税義務の履行確保への協力や適切な在留管理の実現を図る。

マイナンバーによる情報連携又はそれ以外の方法による連携が適切であるかを検証の上、引き続き、関係機関との効率的かつ効果的な情報連携の在り方を検討し、必要な見直しを行っていく。

また、在留申請及び届出については、原則オンライン化を進め、在留関連手続に伴う手数料の支払にキャッシュレス決済を導入することで審査業務の効率化及び利便性向上など、在留管理の高度化に努める。

イ 在留管理の一層の適正化・実態把握の強化

在留管理の一層の適正化に当たっては、制度設計においても、個別の在留審査においても、外国人や所属機関等に係る的確な実態把握・分析を行うことが不可欠の前提となる。的確な実態の把握・分析を行うためには、どのような情報が必要かを精査した上で、地方公共団体等との連携を強化しつつ、出入国在留管理庁に当該情報が送付される仕組みの構築を検討していく。また、その手法については在留資格に応じて変わり得るが、事業所に対する実態調査といった直接的な情報収集手段の強化も含めた取組を行うことにより、得られたエビデンスに基づき時代に即した在留管理の適正化を実現していく。また、それに必要な人的・物的体制の整備に取り組む。

特に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」及び留学生の資格外活動許可に関し制度趣旨と実態に乖離がみられる問題については、現行法の枠組みの中で実態を把握した上で、所属している者の活動の適切な把握や責任・指導の在り方も含め、受入れ機関において外国人が本来行うべき活動に従事することを確保する方策に関し、必要な措置を講じる。

例えば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」については、従事可能

な業務範囲に係る案内の充実を含めた在留審査等に係る運用の改善に取り組む。留学生については、外国人雇用状況届出を活用し、複数の稼働先で資格外活動を行っている者を特定するなどして、教育機関と連携した実態把握や指導を行う運用を 2026 年 4 月から開始しており、今後は、マイナンバーによる情報連携に合わせて所得情報を活用することで、よりの確かつ厳格な審査の実施を検討し、必要な措置を講じるほか、資格外活動許可及びその管理の在り方について、実態等を踏まえた検討及び必要に応じた見直しを行う。また、我が国において違法行為を行った者に対する在留審査を厳格化する。その上で、更なる取組が必要である場合には、法令上の措置をとることも検討する。

機微技術流出防止の重要性が高まっていることから、引き続き関係機関と緊密に連携し、留学生・外国人研究者等の受入れの審査強化等に取り組んでいく。

こうした適正化等の措置が適切にとられていることを前提とし、かつ、入管法上の制度が誤解されて排外的な思潮が広がらないことに留意しつつ、我が国が真に求める専門的・技術的分野の外国人材の受入れを進めていく。加えて、国際的保護に関する国連機関による提唱を踏まえ、在留資格制度を始めとする現行の法的枠組みに適合することを前提に、我が国での勉学を目的とする外国人の受入れについても関係機関と連携しつつ、引き続き適切に取り組む。

また、在留資格「特定技能」については、2027 年 4 月から 1 号特定技能外国人支援計画に係る支援の実施の委託先を登録支援機関に限定するほか、登録支援機関の登録要件の厳格化や、特定技能 2 号に日本語要件を追加するなど、特定技能制度の適正化を図っているところ、運用開始に向けた準備を進めるとともに、登録支援機関の活動状況に関する事後的な調査に向けた必要な体制整備に取り組む。

在留諸申請の審査においては、標準処理期間内の処理を励行するとともに、より厳正な審査に向け、特定技能評価試験等の合格証明書の偽変造防止のための更なる措置を講じていく。

ウ 永住許可制度の適正化等

「永住者」の在留資格取消しに関しては、2024 年の入管法改正の法案審議における衆議院・参議院の附帯決議で「具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること」とされている。取消事由該当性の判断要素をできる限り明確化するため、ガイドラインにおいて「永住者」の在留資格を取り消すことが想定される具体的事例等を列挙することで、取消処分に対する予見可能性・透明性をより高めていく。在留資格取消手続については、対象となる外国人及びその家族にもたらす影響の重大性に鑑み、適正手続が十分保障されたものとなるよう適切な運用を図る。また、国又は地方公共団体の職員による通報規定については、制度趣旨に則った実効性のある形で安定的に機能するように取り組んでいく。

加えて、許可までの在留資格・在留年数などの状況を調査し、審査の厳格な運用を行うとともに許可の在り方を検討（在留資格「特定技能」から在留資格「永住者」に移行していく可能性を踏まえた検討を含む。）の上、必要な措置を講じる。

さらに、許可の前提として、永住者が法令等の義務に違反することなく、社会に適応し安定的に生活できる環境を整備すべく、一定水準以上の日本語能力を有していることや、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの受講を条件とすることのほか、永住許可制度の趣旨を踏まえた独立生計要件や国益要件の見直しなども含めて検討していく。

また、施行状況を踏まえて、必要が生じた場合には、取消事由の範囲を

拡大することなど、更なる検討を進める。

エ 上陸許可基準の見直しの検討等

在留資格「経営・管理」については、上陸許可基準の見直しにより改善を図ったところであるが、引き続き事業実態に疑いが持たれる事案に対しては、実態調査等を行うことで厳格な審査を実施し、処分するよう取り組む。また、厳格な在留審査等の実現に向けて、国税の納税義務の違反があった在留外国人について、国税庁から出入国在留管理庁への情報提供の対象範囲を拡充するとともに、出入国在留管理庁が保有する情報について、効果的・効率的な情報連携を実施する。今後、こうした実態調査や公租公課の履行状況等を踏まえて在留中の者の事業実態の把握に努めるとともに、許可基準の改正後の運用状況を踏まえ、必要な場合には、改善に向けた更なる方策を講じていく。

在留資格「特定活動」についても、運用状況を精査するなどした上で、制度の在り方を検討していく。

在留資格「高度専門職」等については、その制度目的を達成するため、受入れによる我が国の産業、労働市場の発展・効率性向上への影響等を検証した上で、当該在留資格のポイント加算項目等について、その制度趣旨に沿った人材を認定するための指標としての妥当性や関係政策との整合性、人材獲得を促進するルートや企業・業界のニーズ、項目の活用実態も踏まえつつ、年収基準等や項目自体の内容、配点やその比重も含めて必要な見直しを行う。また、高度外国人材の受入れを更に促進するためには、在留関係手続にかかる審査期間の短縮に加えて日本国内の企業に関する情報や労働条件の周知も必要と考えられるため、審査の迅速化、優秀な外国人材に届くような広報活動の強化に向けて取り組んでいく。

オ 育成就労制度の運用開始に向けた準備等

2024 年 6 月に創設した育成就労制度について、2027 年 4 月の運用開始に向け引き続き関係省庁と必要な準備を進めていく。具体的には、育成就労実施者等の指導・監督や育成就労外国人等の支援・保護業務や相談援助業務を適切に行えるよう、外国人育成就労機構を含め必要な人的・物的体制整備に取り組むほか、悪質な送出国機関や監理支援機関の排除を徹底していくための取組として送出国政府との二国間取決め（MOC）作成に係る協議等を引き続き進める。

育成就労制度の運用が開始された後は、人手不足の地域で人材確保が適切に行われ、地域経済の活性化等に資するよう、地域産業政策の観点から、地域協議会の設置・活用や地方公共団体の地域協議会への積極的な関与を促しつつ、受入れ環境の整備等を進めるとともに、地方の受入れ機関への配慮施策も着実に実施する。

また、特定技能制度とともに、受入れ状況や転籍状況等を継続的かつ的確に把握した上で、受入れの停止や受入れ見込数の再設定等の対応を不断に検討し、適正な運用を行っていく。

カ 特定在留カード等の運用開始

我が国に在留する外国人にとっての更なる利便性向上と行政運営の効率化を図るため、在留カード等とマイナンバーカードを一体化した「特定在留カード等」を 2026 年 6 月に運用開始した。

これまで、マイナンバーカードを所持している中長期在留者は、在留カードに係る手続を地方出入国在留管理官署で、マイナンバーカードに係る手続は市区町村でそれぞれ行う必要があったところ、今後、マイナンバーカード機能が付加された特定在留カードの交付を受けた場合には、別途、市区町村の窓口に赴き、マイナンバーカードに関する手続を行う必要はなくなることとなる。

今後は、全ての在留外国人が原則として特定在留カード等を取得するた

めの方策として、オンライン申請へのシステム改修の対応等を検討する。併せて、受入れ機関（所属機関、学校等）の責務において受け入れた外国人にマイナンバーカードを取得させる取組についても検討し、受入れ機関に属さない在留資格をもって在留する外国人についても、同様にマイナンバーカードを取得するための取組について検討した上で、必要な取組を行っていく。

3 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備

（１）これまでの主な取組

政府においては、前述のとおり、外国人との共生社会の実現に向けて、2018年12月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において総合的対応策を決定し、毎年改訂を重ねながら内容の充実を図ってきたところ、2026年1月には、「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」において、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が新たに取りまとめられた。また、2022年6月に、我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン及びその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を決定し、これについては、施策の着実な実施を図るため、実施状況について、有識者の意見を聴きつつ、毎年点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行っている。

こうしたロードマップ及び総合的対応策を踏まえ、出入国在留管理庁においては、外国人との共生社会に向けた具体的な取組として、以下のような取組を実施してきた。

- ・ 地方出入国在留管理官署に配置する受入環境調整担当官について、地方公共団体の要望を踏まえ、相談窓口相談員として派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体職員に対する情報提供や研修等を実施

- ・ 在留外国人からの相談に対応するため、地方出入国在留管理官署と地方公共団体が連携・協力して合同相談会を実施
- ・ 在留外国人や受入れ機関、在留外国人の関係者等からの在留資格関係の相談や生活上の相談等に対応するための外国人在留支援センター（F R E S C）や外国人在留総合インフォメーションセンター等の運用
- ・ 在留外国人への情報提供や相談対応を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を外国人受入環境整備交付金により財政的に支援

このほか、在留外国人の増加に伴って、生活相談等に対応する地方公共団体の行政窓口においても多言語対応の必要性が高まっていることから、2021年7月から一部の地方公共団体を対象に通訳支援事業を実施し、2022年7月に全国の地方公共団体を対象を拡大した。これにより、言語面において全国一律の行政サービスの提供と地方公共団体の負担軽減を図っている。また、生活上の困りごとを抱えた外国人の支援等を行うに当たっては、困りごとの内容を正確に把握するなどの専門性が必要となるところ、2024年から、そうした専門的知識等をもって外国人からの相談に応じ、解決に導く人材である外国人支援コーディネーターの認証等に取り組んでおり、2026年3月までに、162名の外国人支援コーディネーターを認証した。

次に、在留外国人に向けた情報発信について、

- ・ 在留外国人が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報（在留手続、労働関係法令、社会保険、防犯、交通安全等）をまとめた「生活・就労ガイドブック」の作成
- ・ 在留外国人や支援者に対して有用な情報を提供するため、各府省庁の外国人への生活支援等の情報や被災者向けの災害関連情報等について多言語化し、カテゴリ別に掲載した「外国人生活支援ポータルサイト」による情報提供

- ・ 日本での生活を考えている外国人や在留外国人が、円滑に日本で生活できるよう、生活上のルールや仕事、税金など、日本での生活に必要な基本的な情報やルール等を紹介する「生活オリエンテーション動画」の作成・公開

といった取組や関係省庁の取組の周知を行い、外国人が我が国の社会制度や生活ルール等を学ぶ機会の充実を図っている。

（２）現状の課題

外国人入国者数及び在留外国人数が過去最高に達し、今後も更に増加していくと考えられる中で、受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していくためには、我が国に在留する外国人に対する情報発信・相談対応等の支援を更に強化していく必要がある。

その際、各地域の声や在留外国人のニーズを適切に把握した上で、出入国在留管理庁、地方公共団体、民間支援団体、在留外国人コミュニティなどの様々な関係機関が、各々の役割分担を明確にした上で、連携していくことが重要となる。

加えて、外国人受入環境整備交付金については、より事業見通しが立てやすく、現場のニーズに適った交付とするよう要望する声もあり、こうした要望も踏まえつつ、地方公共団体が設置する一元的な相談窓口の機能強化を図っていくことが求められる。

また、在留資格を有する全ての外国人が孤立することなく、社会を構成する一員となるためには、日本文化や慣習の理解、能動的な社会参加と制度理解・法令遵守、日本語能力の向上及び就業の促進につながる取組も求められている。

（３）今後の方針

ア 在留外国人に向けた情報発信・相談対応等の支援の強化

在留外国人に向けた情報発信・相談対応等の支援を強化するに当たって

は、一元的相談窓口の相談員によるアウトリーチ型のオリエンテーションの試行実施の実施状況等を踏まえつつ、地方公共団体からの意見・要望等を整理し、外国人受入環境整備交付金を地方公共団体における受入れ環境整備を推進するために一層有効な制度とするための所要の検討を行うなどして、一元的相談窓口の機能強化を図る。

また、「外国人生活支援ポータルサイト」等の情報発信ツールの認知度を高めるため、情報を利用する当事者である外国人も含めた関係者の関与も促しつつ、様々な手段を用いた効果的な周知・広報を実施していく。

加えて、関係機関との連携に関しては、地方公共団体等が必要とする情報を集約して提供することや地方公共団体等との連携枠組みの標準化、民間団体との協働の推進等により、外国人が抱える多様な課題に対応する体制を構築していくほか、地方公共団体から国への相談・要望等を受け止める総合窓口を設け、案件の性質に応じて関係機関が連携して対応する仕組みを検討し、必要な措置を講じる。

政府等から発信される情報に触れる機会の少ない外国人にも確実に情報を届けるための方策として、在留審査や住民登録等の機会を捉えた情報発信を行うほか、円滑な定着や地域社会への参加等に関し、外国人を受け入れる側の地域・企業の実情の工夫や好事例を広く展開していく。

さらに、外国人の相談窓口として、F R E S Cが活用されているところ、こうした施設やデジタル上のプラットフォームの地方への展開、相談対応や関係機関等との連携強化を担う専門人材の育成・配置などを進めた上で、外国人に関わる課題に関して国及び地方公共団体の関係機関が連携して相談等に迅速かつ効果的に対応する方策について不断に検討し、必要な措置を講じていく。

イ 日本文化・慣習の理解促進、日本語能力向上等に向けた取組

生活オリエンテーション動画ショート版を作成し、本編動画へ誘導する

ほか、我が国のルールや文化のみならず、生活上必要な日本語学習等の情報を紹介し、効果的な周知・啓発を行う。

また、入国前及び在留外国人を対象として、ニーズや疑問を聞き取り、日本のルールや制度等を説明する双方向型の対話型オリエンテーションを国主導で実施する。

さらに、我が国に在留する外国人が地域社会に円滑に定着し、社会の構成員となっていくため、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムについて、試行的に導入することも視野に入れつつ検討を進め、必要な措置を講じる。

この検討に当たっては、出身国・地域に応じた外国人の特性、入国前、入国後初期、中期、長期の各段階やライフステージに応じた必要な内容（取組）を調査すること、各省庁が実施する各種取組を精査の上で省庁横断的に実施することに加えて、より積極的な受講につながるよう受講のインセンティブを高めるような内容を含めるなど、多様性を尊重しつつも日本語や日本文化等の習得を心理的に後押しするような仕組みが必要であることに留意しつつ検討する。併せて、上記のプログラムの内容を理解していることを在留審査の考慮要素とすること（対象とする在留資格を含む）や、地方自治体等との連携の在り方についても検討を進め、必要な措置を講じていく。

4 安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進

（１）これまでの主な取組

外国人と安心して暮らせる共生社会を実現するためには、不法滞在者への対策等を徹底することが不可欠であり、その使命の遂行のため、様々な取組を行ってきた。

偽装滞在・不法就労対策として、2021年３月からは、外国人雇用状況届

出情報のオンライン連携を活用して外国人の在留状況及び就労状況を的確に把握し、分析結果を地方出入国在留管理官署で活用することにより、効果的な偽装滞在者の発見・摘発等を行ってきた。また、2020年から「在留カード等読取アプリケーション」を配布し、リーフレットの作成等により積極的な広報活動を実施してきたほか、2025年11月からは同アプリ上で、在留カード等番号失効情報照会を利用できるよう改修を行うなど、不法就労防止に向けた効果的な取組を実施している。そのほか、不法就労の防止及び外国人の適正な受入れと共生社会の実現を図るため、関係機関と連携し、継続的に広報・啓発活動を実施している。具体的には、毎年6月を中心に、街頭キャンペーンや関係法令の周知等を通じ、不法就労防止や適正な外国人雇用の重要性について、事業主や国民一般に対する周知・啓発を行うとともに、法令遵守意識の向上を図っている。

2023年6月には、退去を拒む外国人（送還忌避者）に係る問題、退去強制が確定した外国人（被退去強制者）の収容の長期化に係る問題等を一体的に解決するため、入管法等の改正を行った。本改正では、送還忌避問題への対応として、

- ・ 難民認定申請中は、一律に送還が停止される送還停止効について、3回目以降の申請者、3年以上の実刑前科者及びテロリスト等については送還することを可能とする例外規定の創設
- ・ 退去を拒む自国民を受け取らない国の者や航空機内で送還妨害行為に及んだ者等、送還が特に困難な者について、自ら帰国するよう促すための罰則付きの退去等命令制度の創設
- ・ 自発的な帰国を促す観点から、上陸拒否期間短縮制度の創設や出国命令制度の対象者の拡大

を行い、送還忌避者に対する退去強制手続の実効性を改善した。

また、収容を巡る問題への対応として、監理措置制度を創設し、一定の

場合には収容しないで監理人の監理の下で退去強制手続を進めることを可能としたほか、収容した場合でも不必要な収容を回避するため、3か月ごとに収容の要否の必要的な見直しを行っている。このほか、被収容者の権利・義務に関する事項を法律上明記すること等により、被収容者の処遇の更なる適正化を図った。併せて、保護すべき者を確実に保護する観点から、在留特別許可制度について、申請手続の創設、考慮事情の明示などにより制度の適正化が図られた。

2025年5月には、ルールを守らない外国人を速やかに我が国から退去させるための具体的な対応策を取りまとめた「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」（以下「不法滞在者ゼロプラン」という。）を公表した。不法滞在者ゼロプランにおいては、J E S T Aの早期導入や、難民認定申請の審査の迅速化、護送官付き国費送還の促進等を掲げており、これらの施策を総合的に実施することにより、当面の目標として、2030年末までに退去強制が確定した外国人の数を半減させることを目指すこととしている。

また、2026年5月には、不法滞在者ゼロプランを強力に推進するために、重点的に取り組むべき施策を取りまとめ、「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」を公表した。不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～においては、2026年1月1日時点で約6.8万人いる不法残留者を抜本的に減らすため、摘発の強化等に取り組むこととしている。

（２）現状の課題

我が国における不法残留者数は、1993年に過去最高となる約30万人を記録した後大きく減少を続け、2014年には過去最低となる約6万人を記録したが、その後は大きな下降トレンドを見せることなく推移し、下げ止まりの局面を迎えている。今後、不法滞在者数の一層の縮減に向けた更なる対策が求められる。

この点、退去が確定したにもかかわらず送還を拒む外国人に対しては、護送官付き国費送還を計画的かつ確実に実施しなければならない。そのためには、相応の体制整備が必要であるほか、送還の安全性確保を考慮すると、職員に対する十分な研修、送還に必要な機材の充実等が不可欠である。また、護送官付き国費送還に伴う多大なコストを踏まえると、退去強制が確定した外国人の自発的出国を促す取組も重要であり、例えば、「IOM 自主的帰国及び社会復帰支援プログラム」は、帰国のインセンティブを与え自発的出国を促す仕組みとして有効である。

他方、不法滞在者を確実に減少させるためには、不法滞在者等の効率的かつ効果的な摘発や、不法就労に対する厳格な対応も求められるほか、退去を拒む自国民を受け取らないなど、送還に非協力的な国への働きかけも求められる状況となっている。

また、不法滞在者が発生する要因として、悪質なブローカーの介在や我が国の難民認定制度に対する誤った理解による誤用・濫用的な難民認定申請も考えられるところ、これらについては、出入国在留管理庁限りでの対応におのずから限界があることから、その防止に向け、諸外国との協力関係の構築・強化が必要である。

退去強制手続中の外国人の処遇については、前述のとおり、2023年入管法等改正により適正化が図られたところであり、これが適切かつ効果的な形で運用されていくよう、その運用状況を的確に把握することが求められる。

(3) 今後の方針

ア 不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～を踏まえた退去強制手続等の着実かつ効果的な実施

退去強制が確定した外国人の一層の縮減を図るため、不法残留者の増減要因について現状を分析し、「入国管理」、「在留管理・難民審査」、

「出国・送還」の各段階において今後重点的に取り組むべき施策として取りまとめられた「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」を踏まえつつ、在外公館における一層厳格な査証審査に資するための出入国在留管理庁及び外務省の情報連携の強化、難民認定申請の審査の更なる迅速化のほか、計画的かつ確実な護送官付き国費送還の実施、自発的出国の促進、速やかな送還実施、摘発の強化等に向けた体制整備を含め、退去強制手続等を着実かつ効果的に実施する方策を講じていく。

送還忌避者を確実に減少させるためには、護送官付き国費送還の促進が不可欠であり、その計画的かつ確実な実施に向け、護送官の能力向上のための研修や送還のための機材の充実、人員確保のため護送官の任務の特殊性を考慮した処遇改善を含め、急務となっている送還の促進に必要な体制整備を進めていく。特に、送還忌避者の傾向や効果的な送還手法等について分析・検証を行いつつ、事案に応じた形態（護送官を付した個別送還、小規模の集団送還及び保安要員を付しての送還等多角的な送還手法の検討）により送還を一層充実させ、不法滞在者ゼロを理念に取組を進める。

自発的な出国も不法滞在者の縮減に向け有効であることから、2023年入管法等改正により拡充された出国命令制度や創設された上陸拒否期間短縮制度のほか、「IOM自主的帰国及び社会復帰支援プログラム」といった制度について、その周知活動等を含めこれまでの取組状況の検証等を行うことやアウトリーチ型の周知を行うことなどにより、自発的出国を促進していく。

また、不法滞在者を抜本的に減少させるためには、摘発を強化していくことが不可欠であり、さらに、効率的かつ効果的に摘発を実施することも重要である。この点について、外国人のプライバシーを十分尊重しつつ、デジタル技術の活用を含め、摘発に必要な情報の収集・分析機能

を強化していく。入管D Xの一環としてのJ E S T Aの2028年度中の導入を目指し、外国人の入国から出国までの各種情報の一元的管理の実現を目指した上でのデジタル技術の活用や、その他必要な人員の確保などにより、不法滞在者の一層の縮減を図る。

不適正ヤードは外国人の不法就労の温床となっているとの指摘があることから、関係機関間における必要な情報共有や関係法令違反への対応に関する連携を強化する。

さらに、不法就労を抜本的に縮減するためには、不法就労者を雇用する者への一層厳正な対応が必要であることから不法就労助長を行った外国人が刑事処分を受けなかった場合であっても退去強制手続の積極的な活用を行うことに加え、関係機関と連携・協力の上、不法就労を助長する者の摘発強化や各業法も踏まえた厳正な対応を行い、その状況を踏まえ、不法就労助長罪と各業法の欠格事由の在り方を検討する。

加えて、在留カード等読取アプリケーション及び失効情報照会の普及を促進するとともに、これらの連携を含めた機能の充実等、不法就労対策及び偽変造在留カード対策を推進する。

さらに、住民からの相談で得られた入管法違反に係る情報を活用するなどしてその対応強化についても検討していくほか、退去強制事由の拡大について、海外事例を参考にしながら検討する。

イ 諸外国との連携強化

不法滞在者が発生する要因として考えられる悪質なブローカーの存在や我が国の難民認定制度に対する誤解といった問題を解消するため、諸外国との連携の強化に引き続き取り組んでいく。まずは、不法滞在に係る出身国別のデータ等を分析し実態を把握した上で、例えば、不法滞在者を多く発生させている国など、しかるべき相手国に対し、悪質なブローカーの排除や、我が国の難民認定制度に係る正しい理解を得られる

ような効果的な情報発信等を行うよう申入れを行う。

二国間協力関係の構築・強化は、不法滞在者の発生防止のほか、送還の促進に当たっても重要である。相手国に対し送還への協力を求めるだけでなく、関係省庁と協力した査証免除措置の実施状況等に係る検討、不法滞在者の発生を招く送出機関の適正化に係る取組のほか、相手国の人権状況や社会課題等を踏まえつつ、複数の課題と送還に関する協力を連動させながら、包括的な取組を進めていく。その際には、必要に応じ、民間の知見も活用しながら、出入国在留管理庁が国際会議や外交交渉等の場に積極的に参加することにも努めていく。

ウ 被収容者の適切な処遇の確立と監理措置制度の適正な運用

退去強制手続中の外国人の処遇等について、2023年入管法等改正で見直された規定が適切かつ効果的な形で運用されていくよう、その運用状況を的確に把握し、更なる適正化に努めていく。

とりわけ、新設された監理措置制度については、データの収集・分析を通じ実態把握を継続的に行い、制度が十分に機能していない部分があれば、逃亡防止、被監理者への配慮といった観点も踏まえながら、運用、周知活動等の在り方を含め検討を行い、制度の実効性を高めていく。監理措置制度を効果的に機能させるには、十分な資力を有する監理人が相当数確保されることが不可欠であることから、監理人の確保の状況を踏まえて、監理人に対して更なる支援を行うことなど、監理人の確保に資する措置について検討を行う。監理人が見つからないことが原因で収容が長期化するような事例が多くみられる場合には、長期の収容を避けるために必要な検討を行った上で、改善に向けて取り組んでいく。監理措置制度の安定的な運用に伴い、原則どおり仮放免制度を例外的な措置として位置付けた運用を行う。

被収容者の収容を解除する手段が、原則として監理措置となったこと

に伴い、被仮放免者は着実に減少していくこととなるが、被仮放免者及び被監理者（以下「被仮放免者等」という。）の条件違反等に適切に対応するため、2026年3月に開始した、都道府県警察が各種警察活動において、監理措置又は仮放免の条件違反が疑われる被仮放免者等を認知した場合等における地方出入国在留管理官署への当該被仮放免者等に係る情報提供を着実に実施する。また、被仮放免者等の情報については、出入国在留管理庁と市区町村との間で、より適切な情報共有を図るため、2026年7月（予定）に、出入国在留管理庁が把握する被仮放免者等の情報の市区町村に対するプッシュ型での提供を開始するところ、その利用実態等を踏まえ、共有方法や頻度など、更なる対応を検討するほか、市区町村が抱える被仮放免者等に関する問題の把握に努め、その実態等を踏まえて、国としての更なる対応を検討する。これらの検討結果を踏まえ、必要に応じて、適切な取組を進めていく。

また、在留特別許可制度については、申請者が在留特別許可を必要とする事情を説明する機会を充実させるなど、申請手続を含め、制度の更なる適正化に向け対応を行う。

さらには、収容施設における医師の確保に向け医療関連団体や教育機関、関係省庁との連携を図ることや入国警備官のリクルーティングの強化に向けた業務のやりがいや魅力的なキャリアパス等を発信していく。

5 難民や補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護・支援の推進

（１）これまでの主な取組

我が国は40年以上にわたり難民認定制度を運用しており、2023年には過去最多の303人を難民と認定した。2023年12月には、難民条約上の5つの理由に当たらないため難民に該当しないものの、人道上、真に保護すべき者をより確実かつ迅速に保護すべく、補完的保護対象者の認定制度を創設し、

その運用を開始し、2025 年までに 2,137 人を補完的保護対象者として認定した。

このほか、難民等の適正な保護に向け出入国在留管理庁は様々な取組を行ってきた。代表的なものとして、難民該当性に関する判断の規範的要素の明確化については、2023 年 3 月に難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定・公表し、同年 12 月には、補完的保護対象者の認定制度の創設を踏まえ改訂を行った。また、難民調査官の能力向上に向け、UNHCR 等の協力も得ながら、「難民調査官研修」を実施してきた。2023 年から新たに実施している「新任難民調査官研修」においては、研修日数を増やし、講義内容を充実させている。また、2024 年からは、出身国情報の調査・収集の手法、諸外国情勢に関する専門的な知識を習得することを目的とした出身国情報研修を実施している。

加えて、2025 年 5 月に公表した不法滞在者ゼロプランの一環として、最新の出身国情報等を踏まえ B 案件(難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件)とすべき申立て内容を類型化し、これに対する在留制限を実施してきた。

第三国定住難民の受入れに関しては、2014 年 1 月の閣議了解、2019 年 6 月の閣議了解の一部変更を通じ、その対象・範囲を拡大してきた。2020 年度からは、アジア地域から年 1 ～ 2 回・年約 60 人の範囲内で難民（出身国・地域を問わない）を受け入れ、定住を支援した。

このほか、難民、補完的保護対象者、第三国定住難民に対しては、難民対策連絡調整会議の決定に基づき、日本語教育や生活ガイダンスを内容とする「定住支援プログラム」の提供のほか、就労支援を実施するなど、我が国での自立に向けた支援を行ってきた。また、難民認定申請者や補完的保護対象者認定申請者のうち生活に困窮する者への保護措置として、保護費の支給や

宿泊施設の提供等を実施してきた。

(2) 現状の課題

難民等を迅速かつ確実に保護することは国際社会の要請であって、これに適切に対応していくことが求められている。しかしながら、2020年から2025年までの各年における平均処理期間はいずれも20か月を超え、2022年には過去最長の33か月にも達するなど、保護すべき者の迅速な保護に支障を来しかねない状況が続いている。難民認定申請者数の増加、申請者の国籍や申立て内容の多様化が進む中であって迅速な審査を実現するためには、不法残留者の増減要因について現状を分析し、「入国管理」、「在留管理・難民審査」、「出国・送還」の各段階において今後重点的に取り組むべき施策として取りまとめられた「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」を踏まえつつ、難民認定事務に従事する人員の確保、職員研修の一層の充実、そして執務環境の改善が強く求められるほか、審査手続の更なる効率化も求められる。

同時に、保護すべき者の迅速かつ確実な保護に当たっては、誤用・濫用的な申請、例えば虚偽文書を用いた申請や難民調査官を欺罔する意図の申請に対し、毅然とした対応をとることも重要である。こうした申請が存在する要因には様々なものがあり得るところ、例えば、難民認定申請者の間で、我が国の難民認定制度に対する誤解が広まっている可能性も考えられる。

また、難民等認定手続については、その質及び透明性を更に高めるべきであるとの指摘もなされてきた。この点については、「難民該当性判断の手引」の策定等により対応が図られてきたところ、引き続き、適切な対応が求められる。

このほか、第三国定住難民については、引き続き関係省庁及び関係機関と連携の上、事業の円滑な実施に向けて取り組む必要がある。

条約難民、補完的保護対象者、第三国定住難民の自立支援のための「定住

支援プログラム」については、条約難民及び補完的保護対象者の中には参加資格があるにもかかわらず参加しない者が一定数いることに加え、出席数の不足等により修了できない受講生や、修了しても希望する職種の就職先を確保できない者も一部存在することから、プログラムへの参加を動機づける方策等を検討するとともに、プログラムの効果を更に高めるため、その実施状況等を踏まえ、適切なプログラムの在り方について検討し、必要な措置を講じる。

(3) 今後の方針

ア 審査手続の迅速化のための取組

難民等認定手続の迅速化に当たっては、対応する職員の数、能力、そして適切な執務環境が不可欠である。迅速な審査を実現するため、難民等認定事務に従事する人員の確保、職員研修の一層の充実、執務環境の改善に努める。一時庇護上陸許可手続についても、迅速かつ確実な保護に向けた人員の確保や研修の充実など、迅速かつ確実な保護に必要な対応を行う。

また、かかる迅速化に当たっては、審査期間長期化の要因を特定した上で、難民等認定手続自体を効率化することも必要である。そのためには、難民等認定申請に係る各種書類等の電子化など、難民等認定手続のDX、特に、JESTAの導入を始めとした入管DXに係る各種取組と連動したデータの利活用を促進しつつ、AIを含むデジタル技術の活用による業務支援の在り方を検討した上で、更なる迅速な難民等の保護に努めていく。

イ 手続の透明性及び職員の専門性を確保するための取組

難民等認定手続の透明性及び職員の専門性を更に向上させるため、出身国情報の充実、研修内容及び手法の継続的改良、申請書の見直し、専門性・中立性の確保に係る取組等を通じ、必要な対応を行う。

また、難民等認定事務の適正な遂行に支障が生じないように留意しつつ、判断の根拠となった出身国情報の明示及び運用状況に係る詳細なデータ

の開示の在り方について検討する。また、配慮が必要とされる申請者へのインタビューにおける弁護士等の立会いといった援助等については、現在実施されている措置の趣旨を踏まえつつ、その継続も含めた必要な検討を行う。

ウ 誤用・濫用的な申請への対策の推進

我が国の難民認定制度の趣旨・目的に関する正確な理解を広めるメッセージを適時に発信することや、外務省に関連情報を共有し、在外公館における一層厳格な査証審査に活用してもらうこと等、同省と緊密に連携し、誤用・濫用的な難民認定申請の抑止に向け、必要な対応を行う。また、最新の出身国情報等に基づいたB案件の類型化を更に進めるなど、案件振分けの見直し等の対応により、誤用・濫用的な申請への対策を強化・充実させる。さらに、難民認定申請者の不法就労防止の観点から、誤用・濫用的な再申請の制限など、現行の難民認定制度の更なる見直しを検討する。一方で、これらの方策が、特定の国からの申請を一切受け付けないといったようなメッセージにつながることはないよう配慮する。

エ 難民等への支援

2025年度から、難民等に対する支援を出入国在留管理庁が一元的に担うようになったところ、これを安定的かつ実効的に機能させるため、引き続き、難民等の支援に必要な体制整備に努めていく。また、上記（２）で挙げられた課題に対応するため、定住支援プログラムへの参加に至らなかった要因等の分析、同プログラムへの参加を動機づけるための方策の検討、修了率や好事例の背景等の分析を行うほか、同プログラムの効果を更に高めるべく、地域社会における支援の促進、受入れ企業開拓・マッチング、適切なフォローアップ、受講者の日本語学習経験等を踏まえたプログラム設計といった観点から、期間等も含めた適切なプログラムの在り方について検討し、見直しを図っていく。

このほか、難民認定申請者や補完的保護対象者認定申請者のうち生活に困窮する者や宿泊先を必要とする者への保護措置については、審査期間の短縮等と併せ適切な保護に向けた取組の推進に努める。

オ 第三国定住難民の受入れ及び支援の円滑な実施等

第三国定住難民の今後の受入れ及び支援の在り方等については、2010年度から我が国に受け入れている第三国定住難民に対する定住支援策の実施状況及び当該難民の我が国への定着状況等を検証し、難民対策連絡調整会議において検討することとされている。第三国定住難民の受入れは、国際社会への貢献としても有意義な取組であり、出入国在留管理庁として、今後とも、関係省庁及び関係機関と連携し、就労や教育の機会が重要であることを踏まえつつ、円滑かつ的確な受入れ及び支援を進めていく。

6 その他

(1) 外国人の出入国及び在留の公正な管理に係る施策の更なる充実

在留許可手数料について、応益的要素や主要国の水準等を考慮して引上げを実施し、増加する外国人の適正かつ円滑な受入れ、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備などの外国人に関わる各種施策を強化・拡充していく。また、J E S T Aの手数料についても、応益的要素等を考慮して適切に設定していく。

このほか、国連総会決議で採択された「安全で秩序ある正規の移住のためのグローバル・コンパクト（G C M）」においても、外国人自身が入国に伴う権利義務・リスク等に係る情報を確実に認識すること、外国人に対する誤解や偏見を防ぐため、客観的情報にアクセスできる環境を整備することも求められているところであり、この趣旨を踏まえた対応を検討していく。

(2) 出入国在留管理庁の体制整備

出入国在留管理基本計画に盛り込まれた取組を着実に実施していくに当

たっては、出入国在留管理庁の体制の整備・充実が肝要である。近年においては、外国人入国者数・在留外国人数の増加等を受け、出入国在留管理行政に係る業務量が飛躍的に増大しているほか、2023 年入管法改正により導入された新たな制度の運用状況の把握が求められるなど、業務の質も大きく変化してきた。

我が国の人口減少や少子化傾向、インバウンドによる経済効果等を踏まえると、今後も訪日外国人旅行者数や在留外国人数が大幅に増加していくことが見込まれる。こうした状況にあって、厳格かつ円滑な出入国管理、適正な在留管理や不法滞在者対策、難民等の保護・支援を一層効率的かつ効果的に実現していくためには、出入国在留管理庁においても、これらの行政課題に的確に対応するための人的・物的な体制の整備と職員の処遇改善に取り組んでいくことが重要であり、出入国在留管理体制の整備を計画的に進めなければならない。

また、本計画に掲げた取組のフォローアップも必要であるとの観点から、出入国在留管理行政の取組状況の検証や法令改正等に向けた議論を行う必要が生じる場合には、出入国在留管理政策懇談会をそうした議論の場として位置付けることも含めて、適切なフォローアップを行っていく。

(3) 出入国在留管理行政の充実のための人材育成

出入国在留管理行政を的確に遂行するためには、その実務を担う職員の育成も極めて重要である。この点、退去強制手続に関わる職員に対する護送官付き国費送還の安全かつ確実な実施に向けた研修や、人権尊重の観点に基づく研修・教育を徹底するほか、難民認定申請の迅速な処理に向け、難民認定に従事する職員等への研修を一層充実させる。このほか、地域社会の一員である外国人が抱える様々な課題に的確に対応できるよう、関係機関との連携強化に資する人材の育成・確保に取り組む。

(4) 国際協力の更なる推進

出入国在留管理上の諸課題に的確に対応するためには、諸外国・地域と連携し、国際協力を深めていくことも必要不可欠である。出入国在留管理庁においては、諸外国・地域の出入国在留管理当局の高級実務者等が参加する東京イミグレーション・フォーラムを2022年から開催しており、2025年で5回目を迎えた。今後とも、東京イミグレーション・フォーラムの開催等を通じ、諸外国・地域との情報交換の枠組みの構築及び連携・協力の強化を進める必要がある。加えて、国際機関、諸外国・地域の出入国在留管理当局及び駐日外国公館と積極的に情報交換等を実施し、その関係者等とも連携しつつ国際会議や外交交渉に積極的に参加することも、国際協力の深化及びそれによる出入国在留管理行政の発展のために不可欠であることから、積極的な取組を実施していく。

(5) 人身取引被害者等への配慮

出入国在留管理行政では、これまでも人身取引の被害者が不法滞在者として退去強制手続が執られる場合には、その者の立場を十分考慮しながら、その者の希望等を踏まえ、在留特別許可により正規に滞在できるようにするほか、IOM駐日事務所や在京大使館等と緊密に連携しながら、被害者保護に取り組むなど適切な措置をとってきた。

今後とも、諸外国との情報交換を含め、関係機関との連携を密にし、人身取引被害者等を的確に把握し、警察等との合同摘発及び被害を踏まえた在留資格の許可等により被害者の保護を行い、人身取引対策に積極的に取り組む。

その他、配偶者からの暴力も重大な人権侵害であり、被害者保護の観点から、今後とも適切な対応を行う。

(6) 外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討

外国人の受入れに関する方針については、第一次出入国在留管理基本計画において、「我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留

資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。」とされ、「専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならない。」等とされている。

加えて、我が国においては、少子高齢化が急速に進みこれに伴って人口減少が一層進展している中で、就労資格を中心に在留外国人が増加していることなどを踏まえると、今後、我が国の総人口における外国人比率が一定程度上昇するといった予測もある。

まずは、政府部内において「在留管理の適正化」・「在留資格の在り方の検討」の一層の推進や、多くの外国人が在留することを前提としていなかった諸制度の適正化が進められていくところ、その実施状況・成果等も踏まえ、将来的な在留外国人数の更なる増加の可能性も見据えて、今後の外国人の基本的な受入れの在り方について、中長期的かつ多角的観点から検討を進めていく必要がある。

検討を進めるに当たっては、各種の先行研究や我が国における国・地方公共団体が発表している統計等を省庁横断的に収集・参照し、可能な限り定量的データの把握、原因の精査・分析（国籍、年代、業種、地域、家族帯同状況等の細かな分類に基づき、適切な比較対象を用いた分析を行うことが必要）を行うことで憶測や偏見による差別を防ぐことのほか、客観的事実では測れない日本人・外国人双方の態度や意識を把握することが重要であり、さらには、諸外国における制度や実態を適切に把握・参照すること等も重要であるとの認識の下、取り組んでいく。

これらの点に留意しながら引き続き検討を進めることで、外国人を受け入れることのメリット・デメリットを含め更に具体的な調査・検討課題を明らかにし、今後の外国人の受入れに関する基本的な考え方の整理に向け関係省庁と連携しつつ政府全体での検討を推進する必要がある。その際、持続的な経済成長を含む我が国の経済社会の発展に資するものであるかという点に加え、社会的コスト、国内労働市場、教育、治安等といった国民生活への影響のほか、外国人の受入れに当たっての国、地方公共団体や受入れ機関等との役割分担、関連する将来推計や国際社会の受け止め等を踏まえた受入れの在り方等を総合的に検討することが重要である。